

〈第1章・総論〉

第1節 計画の策定にあたって

第2節 障害福祉を取り巻く現状



扉ページ

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、計画期間を1期9年とする「柏市障害者基本計画（前期・中期・後期）」と、1期3年とする「柏市障害福祉計画」を一体的に「ノーマライゼーションかしわプラン」として、障害の有無に関わらず地域で暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

国においては、平成28年に障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、障害者総合支援法等の関係法令の改正など、より一層の障害者支援を推進しています。

このたび、本市ではノーマライゼーションのまちづくりを進めるために、これら国や県の指針や近年の動向を踏まえ、さらにこれまでの施策の進捗状況、実績評価、ニーズ等を検証して施策の見直しを行い、平成30年度から平成32年度を計画期間とする「ノーマライゼーションかしわプラン（第3期柏市障害者基本計画（後期計画）及び第5期柏市障害福祉計画）」を策定しました。

2 国・県及び柏市の施策動向

近年、我が国における障害者支援は、平成 26 年の「障害者権利条約」の批准を契機として、法制度や施策が大きく変化しています。

また、計画策定に関わるものとしては、平成 30 年度から新たな「障害者総合支援法」「児童福祉法」が施行されることに伴い、計画の根拠法や構成等に変更が生じています。

■ 障害福祉に関する法制度の動向

年	国・県	柏市
26	【国】 ○障害者の権利に関する条約批准	
27	【国】 ○第4期障害福祉計画策定 ・地域生活支援拠点の推進 ○障害者総合支援法 ・難病の対象疾病拡大 【県】 ○第五次千葉県障害者計画策定 ○重度心身障害者（児）医療給付制度改正	○ノーマライゼーションかしわプラン策定 ○地域生活支援拠点候補者公募・決定 ○特定疾病療養者見舞金制度改正（対象疾病拡大） ○重度心身障害者医療費の現物給付化
28	【国】 ○障害者差別解消法施行 ○障害者雇用促進法改正 ○発達障害者支援法改正 ○ニッポン一億総活躍プラン策定	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する柏市職員対応要領の施行 ○障害者差別解消支援地域協議会設置 ○児童発達支援センター開設（市内2か所目）
29		○地域生活支援拠点開設（2か所） ○地域生活支援拠点運営協議会設置
30	【国】 ○第4次障害者基本計画策定 ○第5期障害福祉計画策定 ・地域生活支援拠点の整備 ・医療的ケア児に対する支援 ・精神障害者の地域移行 ・発達障害者（児）の支援 ・障害者の就労支援 ○障害者総合支援法改正 ・自立生活援助新設 ・就労定着支援新設 ○児童福祉法改正 ・居宅訪問型児童発達支援新設 ・障害児福祉計画策定 【県】 ○第六次千葉県障害者計画策定	○新ノーマライゼーションかしわプラン策定 ○わかたけキッズ（福祉型障害児入所施設）の開所（予定）

3 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

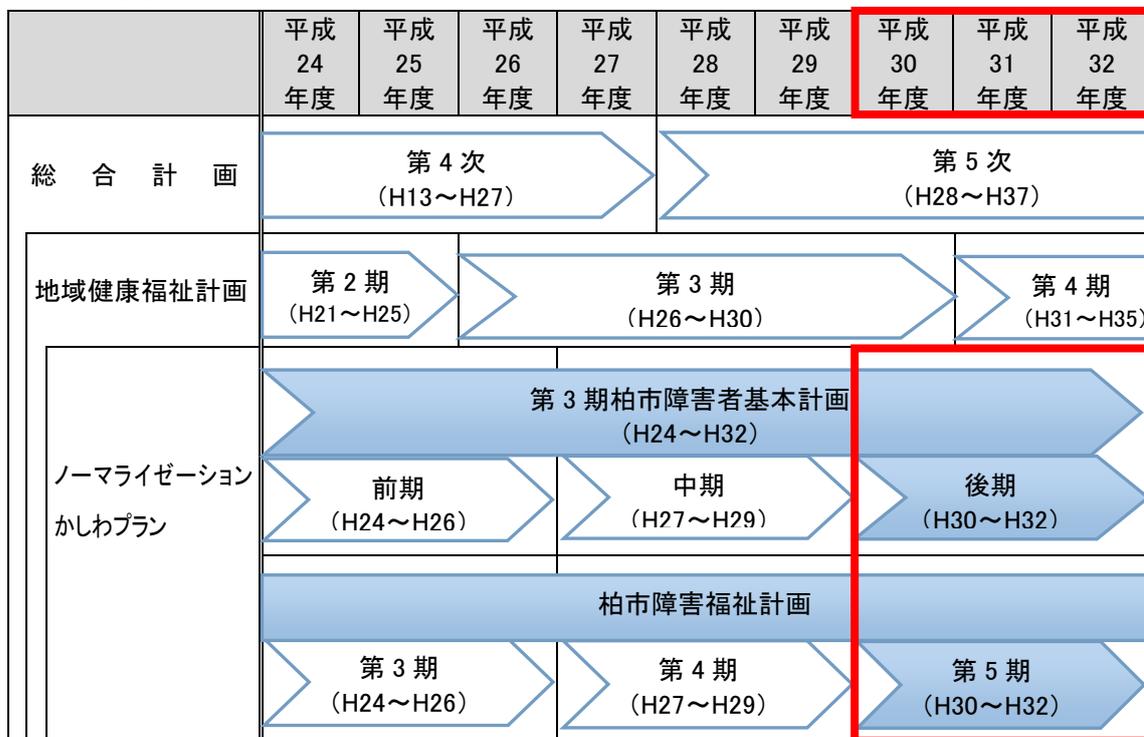
また、障害者福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けられるもので、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を図るための供給見込み量や確保方策を定める計画です。

また、市の最上位計画となる「柏市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として策定します。

(2) 計画期間

計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とし、今回の見直しは 9 年間の「第 3 期柏市障害者基本計画」の後期計画と「第 5 期柏市障害福祉計画」に当たる部分を一体的に策定するものです。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。



H30~H32 新ノーマライゼーションかしわプラン

(3) 上位計画との関係

本計画の策定における、計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次の通りとなります。

柏市第五次総合計画【市の最上位計画】

〔将来都市像〕

「未来へつづく先進住環境都市・柏 ～ 笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点」

＜自立と支えあいの地域福祉の推進＞

- 障害者の在宅生活を支える基盤整備
- 障害者の自立，社会・地域参加の支援
- 相談支援体制の充実
- 権利擁護体制の充実

＜医療・介護及び支援体制の充実＞

- 医療的ケアが必要な患者や家族等への支援

第3期柏市地域福祉健康計画【健康・福祉の部門計画】

〔地域健康福祉像〕

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏」

＜施策の展開＞

- 情報発信の充実，相談体制の充実，権利擁護体制の充実

ノーマライゼーションかしわプラン【障害福祉の部門計画】

〔基本理念〕「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」

第3期柏市障害者基本計画（後期計画）

根拠法：障害者基本法
第11条第3項

＜重点施策＞

- 1 相談支援・権利擁護体制の充実
- 2 地域生活を支える基盤整備
- 3 就労支援体制の充実
- 4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

- 柱1 福祉意識の醸成と支えあいの環境づくりの推進
- 柱2 情報提供・相談，権利擁護体制の確立
- 柱3 暮らしを支えるサービスの充実
- 柱4 誰もが働きやすく，活動しやすい環境づくりの推進
- 柱5 子どもの成長への支援
- 柱6 健康・医療体制の充実
- 柱7 安全・安心な生活環境の整備

第5期柏市障害福祉計画

根拠法：障害者総合支援法
第88条

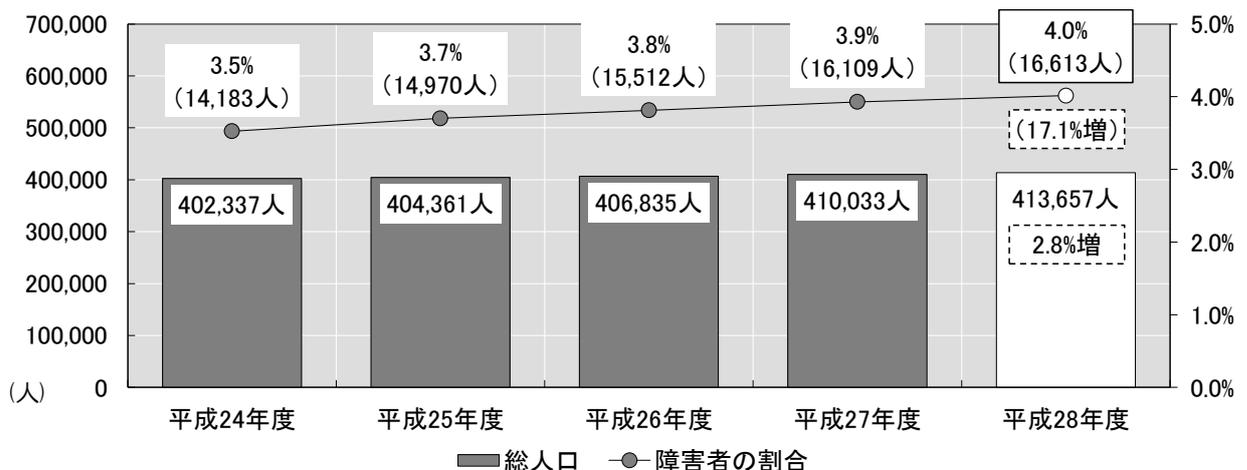
- ・国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策
- ・障害児福祉計画（根拠法：児童福祉法第33条の20）を内包

第2節 障害福祉を取り巻く状況

1 柏市の概況

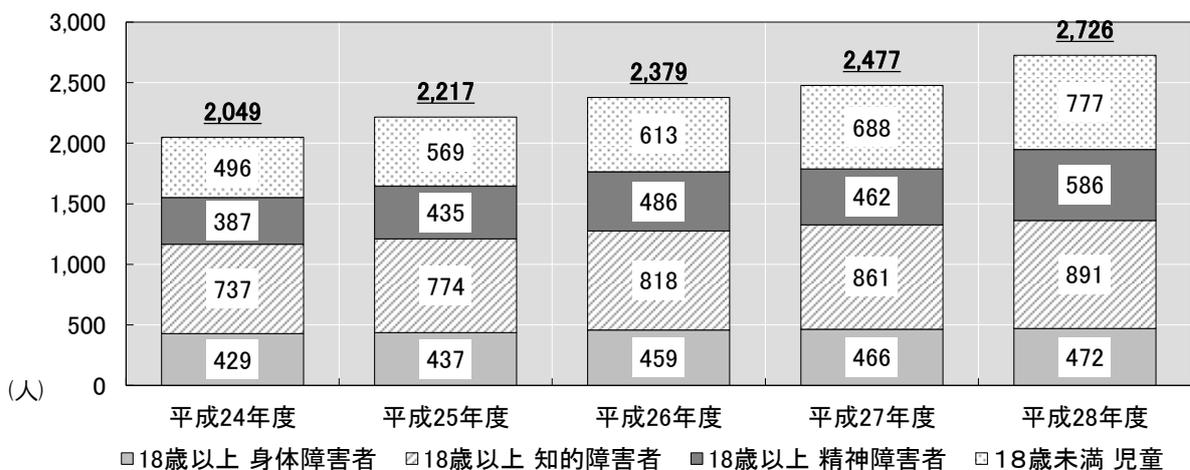
① 本市の総人口と障害者の推移

平成24年度から平成28年度期間での総人口に占める障害者手帳所持者の構成は、実数では2,430人の増加状況にあります。また、増加割合が総人口は2.8%増であるのに対して、障害者は17.1%増となっています。



② 福祉サービス受給者証所持者数の推移

受給者証の所持者数は年々増加しており、特に18歳未満の児童の取得が増加しており、障害児の支援ニーズが高まっています。



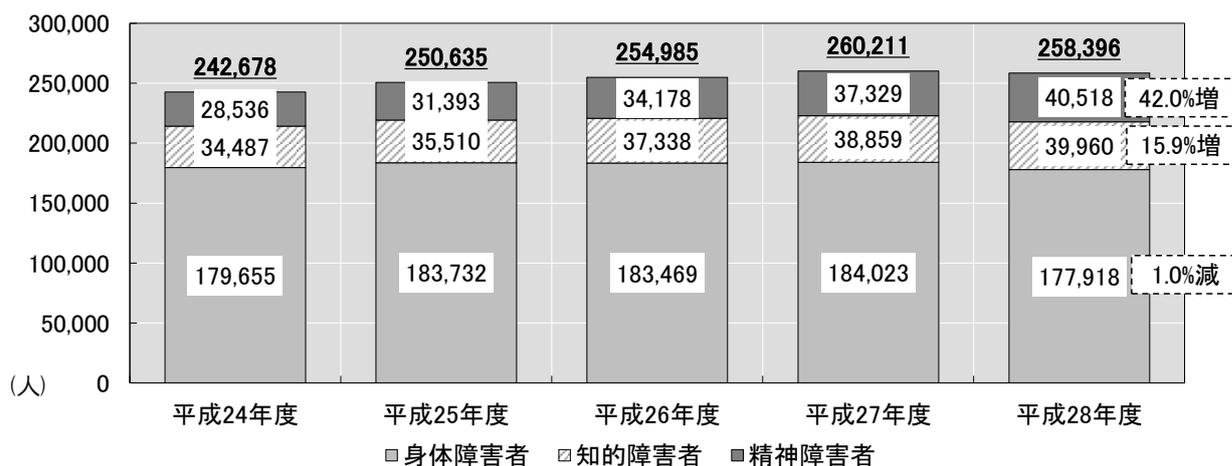
(平成25年度 18歳以上難病2人, 平成26年度 18歳以上難病3人)

③ 千葉県と本市の障害者の推移

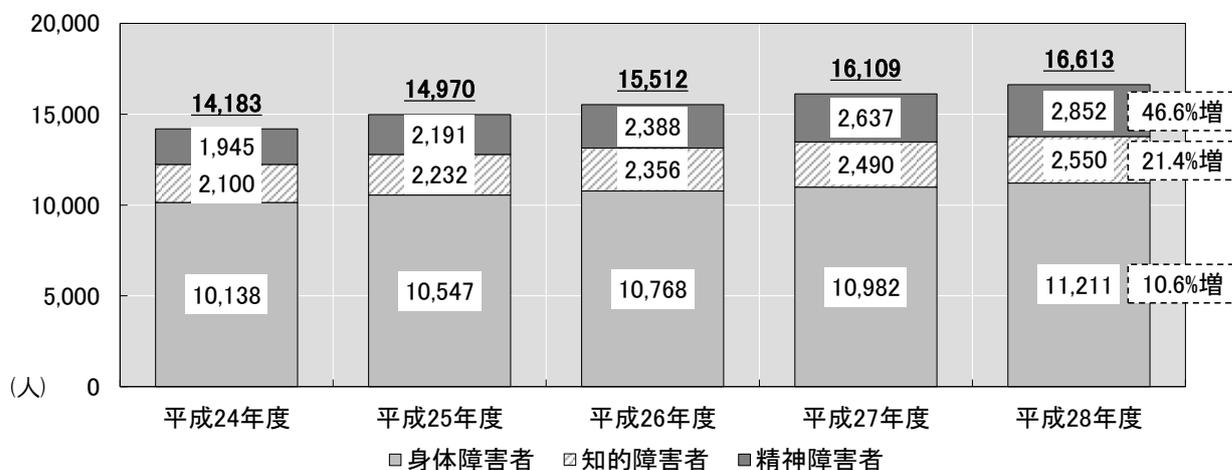
千葉県全体の障害者手帳所持者数には増減があるものの、本市における手帳の所持者の数はいずれも増加傾向にあります。

全体の手帳所持者数は、5年間で県が15,718人、市が2,430人増えており、とくに精神障害者の増加率が大きくなっています。

図表-1 千葉県の推移

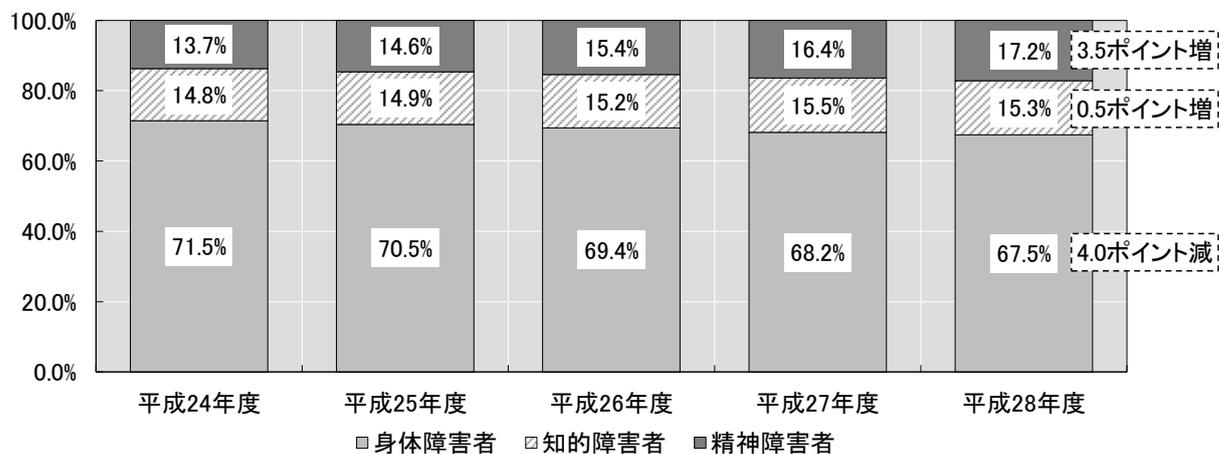


図表-2 柏市の推移

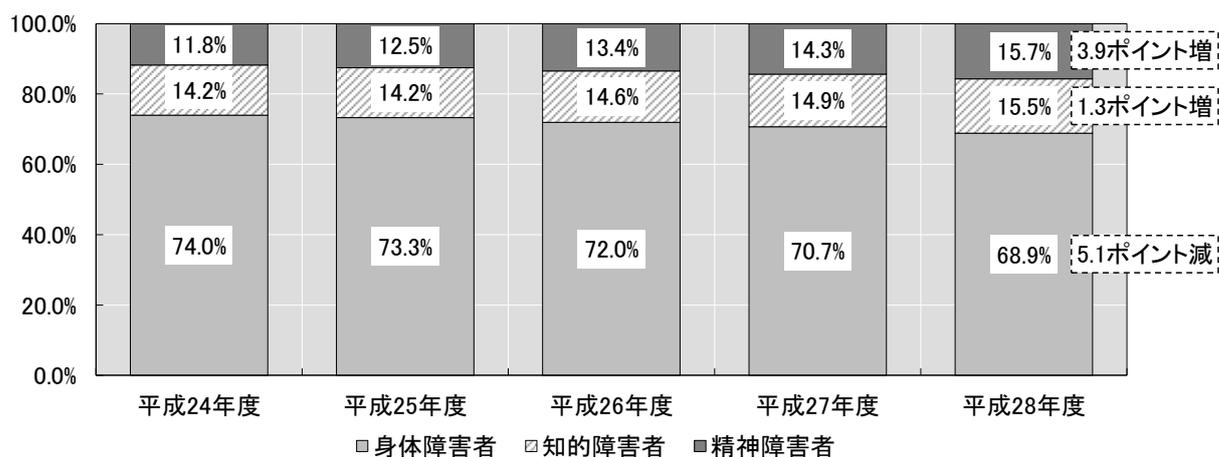


④ 千葉県と本市の障害別構成比の推移

図表-3 千葉県の推移



図表-4 柏市の推移



⑤ 障害福祉関係費 決算額（歳出）

障害福祉関係の決算額（歳出）は、この5年間で約 35%、21 億 7 千万円増えています。歳出の伸びが顕著となっており、これは、高齢障害者の自然増や、放課後等デイサービス等をはじめとする事業所増により、障害福祉サービスの利用者が増加したこと等が要因であると考えられます。

今後は限られた財源を効果的、計画的に活用するための制度の見直しや、優先的・重点的に取り組む施策を考えていく必要があります。

障害福祉関係経費決算額（歳出）（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合計金額	6,162, 647	6,723, 968	6,972, 106	7,776, 516	8,335, 478
前年度比	—	+9.1%	+3.7%	+11.5%	+7.2%

2 第3期中期計画（H27～29年度）の評価と課題

第3期中期計画では、3つの重点施策や7つの柱に沿った障害福祉施策を進めてきました。市の取組については、PDCAサイクルのプロセスで、内部（市内）評価と、市民の代表や関係団体により構成される健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等による外部評価を実施しました。また、アンケート調査及びヒアリング調査においても、障害者、障害関係団体および障害福祉サービス事業者からご意見を伺いました。

以上を踏まえ、市の実績と市民目線からの評価を合わせて、重点施策の進捗を中心に、障害福祉全般における課題と、柱ごとの課題と方向性を取りまとめました。

(1) 重点施策の進捗状況

重点施策1 相談支援体制の充実

市の取組

① 基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の強化

基幹相談支援センター（障害者相談支援室）に専門職を配置し、民間の相談支援事業所と連携して多様な相談に対応しています。また、身近な相談支援に対応するため、相談支援事業所数の増加や24時間対応の拠点を整備しましたが、相談支援員の確保と質の向上が継続課題となっています。

事業所	平成26年度末	平成28年度末
委託相談支援事業所	4か所	5か所
指定相談支援事業所	24か所	30か所

② こども発達センターを中心とした障害児に関する療育支援体制の強化

未就学児から療育が必要なこどもが年々増えており、幼稚園や保育園に在籍しながら児童発達支援や保育所等訪問支援を併用する児童が増加しています。こども発達センター等での児童発達支援の利用者数も増加しています。今後さらに就園や就学時、就学後のライフステージごとに相談支援や適切な福祉サービス、発達支援、療育支援が必要となることから、市の関係機関が連携して重点的に取り組むべき課題となっています。

③ 障害者の虐待防止・権利擁護の推進

虐待に関しては、障害者虐待防止センターが中心となり、相談支援・通報受付に加え、虐待防止に関して職員向けの研修を行っています。

障害差別がなく、権利が保護され安心して地域で生活できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発を図る等体制を充実させる必要があります。

目指す方向性

障害者が地域で安心して生活できるよう、相談支援体制と権利擁護体制を一体的に取り組み、施策を推進します。

1 相談支援・権利擁護体制の充実

- ① 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- ② 権利擁護体制の充実

◎子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

子どもに関する発達支援については、発達の段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた支援が必要です。発達相談、保育所・幼稚園・学校での療育や福祉サービスの充実など、ライフステージに応じて切れ目の無い様々な支援と各段階に応じた関係者の連携（縦横連携）を充実させることが求められています。また、早期の保護者支援・家族支援も併せて充実させていく必要があります。

さらに、医療的ケアが必要な障害児に対しての支援を充実させるための障害児施設の拡充や放課後等デイサービスの質の向上も課題となっています。

国の障害児福祉計画策定の指針などから、これまで以上に各関係機関と連携して包括的な支援体制の強化を目指し、新たに重点施策の1つとして取り組んでいきます。

4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

⇒重点施策 1

40～41ページ

⇒重点施策 4

～ ページ



重点施策2 在宅生活を支える基盤整備

市の取組

① 居住の場の拡充

グループホームの整備に取り組み、市内の定員の総数を増加しました。

	平成 26 年度末実績	平成 28 年度末実績
市内グループホームの定員の総数	199 人	249 人 (計画値 221 人)

しかし、計画数は上回っているものの空きはほぼ無く、障害者の高齢化、重度化、親亡き後といった問題から潜在的にグループホームの入所希望者が多いため、グループホーム数は著しく不足しています。今後も計画的に整備していく必要があります。

② 障害者（児）の家族支援の強化

家族介護者の負担を軽減し、障害者の在宅生活を支援するため、今後も緊急時やレスパイト対応の基盤整備・強化を継続する必要があります。また、喀痰吸引可能なヘルパー養成を含め、医療と福祉が連携し、医療的ケアが必要な障害者（児）の在宅生活支援の体制づくりは重要となります。

③ 障害者の地域生活を支える拠点の整備

平成 29 年 4 月に千葉県で初の障害者の地域生活を一体的に支える施設「地域生活支援拠点あおば」を開設し、また、同年 11 月には、第 2 の拠点施設「地域生活支援拠点たんぼぼ」を開設しました。これらの施設は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急の対応等の必要な機能を備えています。

また、障害者の活動、社会参加、自立サポートを推進する体制や、精神障害者等が地域で安心して自分らしく暮せるための基盤づくりも求められています。

今後は、これらの拠点施設を軸とした関係機関との連携支援体制を構築していく必要があります。

目指す方向性

自宅に限らず、住み慣れた地域での生活を望む声が多いことから、「地域生活を支える基盤整備」を推進します。

また、障害者の活動支援等の場づくりや、精神障害者の地域移行支援を推進します。 **2 地域生活を支える基盤整備**

- ① 地域生活支援拠点の整備と体制の構築
- ② 多様な住まいの確保と居住の支援
- ③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備

⇒重点施策 2

4 2 ~ 4 3 ページ

重点施策3 就労支援体制の充実

市の取組

① 就労支援体制の充実

障害者の多様なニーズに対応できる就労支援事業所が拡充するとともに、自立支援協議会はたらく部会を通じ行政と民間の役割整理を進め、就労系事業所等とのネットワークの構築を進めてきました。今後は、精神障害者が法定雇用率の算定に加わり、就労を継続する上で生活面の支援等も必要となることから、関係機関との連携が重要となります。

② 就職後の支援の充実

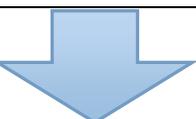
平成27年度に雇用率が上昇したものの、平成28年度は下降しており、就職後の定着率の向上が大きな課題となっています。離職を防ぐ為の職場定着支援を充実させる必要があります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市内企業における障害者雇用率	1.69	2.02	1.81

③ 多様な就労形態への支援

障害者が生きがいを持って働けるように、就労系事業所等の品質向上研修の開催や販売会を開催するなど工賃向上の支援をしました。また、市では障害者就労施設等への物品等の発注拡大に努め、市内の物品調達部署数は着実に増え、障害者優先調達推進法を推進してきました。

しかしながら、就労系事業所の工賃が未だ低いことが課題となっており、工賃向上に向けた取組を強化する必要があります。



目指す方向性

民間と連携し、障害に応じた就労支援体制を充実していきます。また、就職後の定着支援の強化や、就労系事業所の工賃向上にも積極的に取り組んでいきます。

③ 就労支援体制の充実

- ① 就労支援体制の充実
- ② 職場定着支援の充実
- ③ 工賃向上の取組強化

⇒ 重点施策3

44～45ページ

(2) 柱ごとにみる評価・課題と今後の方向性

柱 1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

市の取組と課題

- ◇ アンケートでは障害者差別解消法を知らない人が7割以上という結果でした。障害への理解がまだ十分でないことから、今後も障害理解イベントや啓発冊子等を活用した啓発活動を継続していく必要があります。
- ◇ 障害者を支援するボランティアの個人登録者数は増加傾向にあります。引き続き、関係機関と連携して福祉人材の確保と育成を進めます。
- ◇ 障害者団体の活動の場、障害の有無に関わらず市民が交流できる場の環境づくりが求められています。

目指す方向性

- ① 啓発・広報活動の充実
- ② 協働による福祉活動の充実
- ③ **障害理解推進を支える拠点機能の整備**

⇒各論 柱 1

48～56ページ

柱 2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

市の取組と課題

- ◇ アンケートから情報提供の充実や身近な相談の場を求める声が多く挙がりました。今後はしおりの内容の充実や、手話通訳者の派遣・窓口対応など、適切な情報伝達とともに、あらゆる障害に対応できる相談の場の拡充と相談員の質の向上が課題となっています。
- ◇ 基幹相談支援センターを中心に、障害者の権利擁護・虐待の防止に努めてきました。平成30年度より委託によりさらに専門的な体制で支援を強化していきます。

目指す方向性

- ① 情報提供・意思疎通支援の充実
- ② 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- ③ 権利擁護体制の充実

⇒各論 柱 2

58～69ページ

柱 3 暮らしを支えるサービスの充実

市の取組と課題

- ◇ グループホームの利用ニーズが増えていることから、計画的にグループホームの拡充と運営支援に取り組んでいます。今後もさらに居住の場の確保を進めていきます。
- ◇ 平成 29 年度に 2 つの地域生活支援拠点を開設しました。今後も重度障害や医療的ケアが必要とされる方の対応、緊急対応の受け入れなど、様々なケースの対応が求められていることから、拠点を中心として関係機関と連携した支援体制の構築を目指していきます。
- ◇ 自宅での生活を希望する人も多く、在宅サービスの充実が求められています。

目指す方向性

- ① 地域生活を支える場の拡充
- ② 日常生活の支援

⇒各論 柱 3

70～78 ページ

柱 4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

市の取組と課題

- ◇ 障害者の就労支援を推進するため、支援者のスキルアップや企業による障害の理解を深めるため取り組みが必要となります。また、職場定着を推進するため、福祉・医療、そして雇用関係部署等との連携体制をより充実させる必要があります。
- ◇ 就労系事業所での工賃の向上が大きな課題となっています。
- ◇ 障害者が社会参加するための芸術文化活動の振興や、2020 年の東京パラリンピック開催にも関連して障害者のスポーツ活動が推奨されている昨今、市でも、障害者が生き生きとスポーツ・芸術文化活動等ができるような環境づくりを推進していきます。

目指す方向性

- ① 就労支援体制の充実
- ② スポーツ・芸術文化活動等の推進

⇒各論 柱 4

80～89 ページ

柱5 子どもの成長への支援

市の取組と課題

◇

目指す方向性

⇒各論 柱5
～ ページ

柱6 健康・医療体制の充実

市の取組と課題

◇

目指す方向性

⇒各論 柱6
～ ページ

柱7 安全・安心な生活環境の整備

市の取組と課題



目指す方向性

⇒各論 柱7
～ ページ

コラム

(3) 障害福祉全般にみるニーズと課題

アンケート結果

未就学児



■お子さんのことで、現在悩んでいることや困っていることは何ですか。

- 1位 発育や発達の遅れ
- 2位 就学への不安がある
- 3位 心身が疲れる

「発育や発達の遅れ」と「就学への不安」という回答が7割以上でした。
また、特に知的・発達障害については「心身が疲れる」という回答率が高い結果となりました。

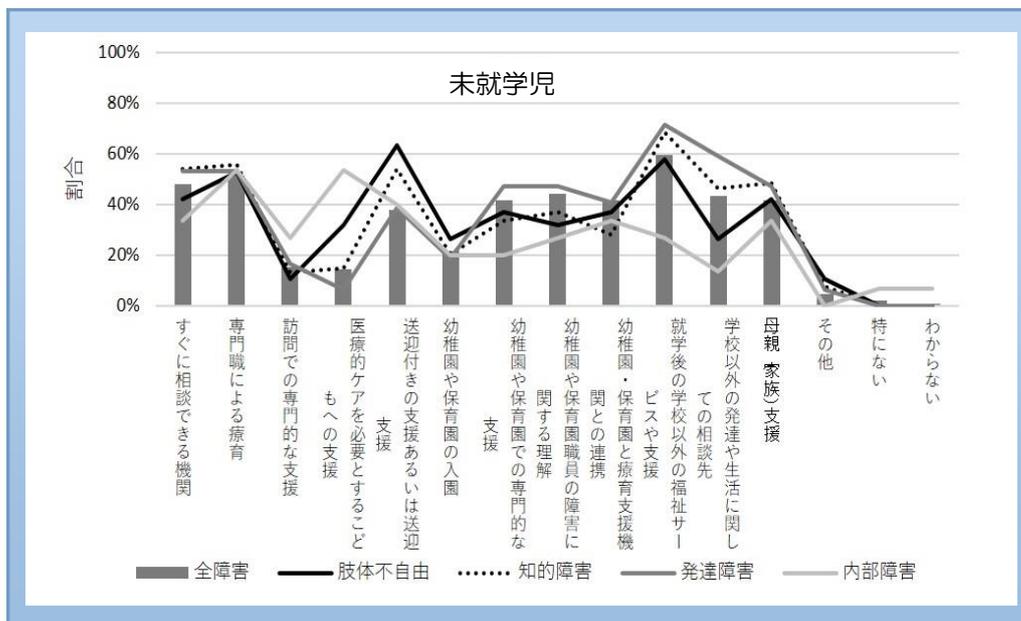
■今後充実してほしい支援・サービスは何ですか

- 1位 就学後の学校以外の福祉サービスや支援
- 2位 専門職による療育
- 3位 すぐに相談できる機関

「就学後の学校以外の福祉サービスや支援」と回答した保護者が約6割でした。なかでも知的や発達障害においては約7割と高い回答率でした。未就学児の頃から就学後を見据えて継続した支援を求めていることがわかります。

また、「専門職による療育」は障害の別に関わらず約5割の人が回答しました。

内部障害では、「医療的ケアを必要とするこもへの支援」が多く、肢体不自由・知的障害については、「送迎付きの支援あるいは送迎支援」が多くなっています。



学童期（小学校入学～17歳以下）

■学童期に子育てをする上でどんなことに不安がありますか。



- 1位 自立
- 2位 学力
- 3位 こどもの友人関係

「自立」について全体の6割弱が回答しました。
次いで、「学力」、「こどもの友人関係」についても約5割が回答しています。

■学校生活を送る上でどんな援助を希望していますか

（小学生）

- 1位 教職員の専門性
- 2位 支援員の増員
- 3位 学習支援

（中学生）

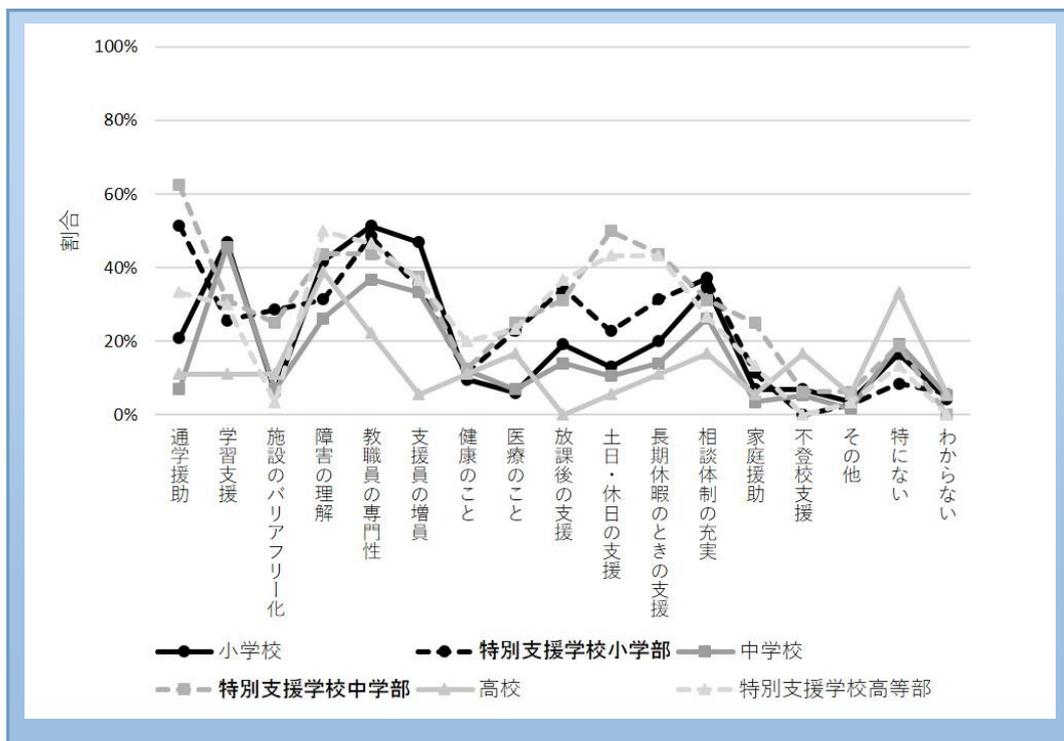
- 1位 学習支援
- 2位 教職員の専門性
- 3位 障害の理解

（高校生）

- 1位 障害の理解
- 2位 教職員の専門性
- 3位 土日・休日の支援
- 3位 長期休暇中の支援

どの時期においても「教職員の専門性」が求められています。また、「学習支援」や「障害の理解」を希望する声も多く挙がりました。

特別支援学校では、「通学援助」、「放課後の支援」、「土日・休日の支援」、「長期休暇中の支援」の割合が多く、他の学校との顕著な違いがみられました。



成人（18歳以上～64歳以下）

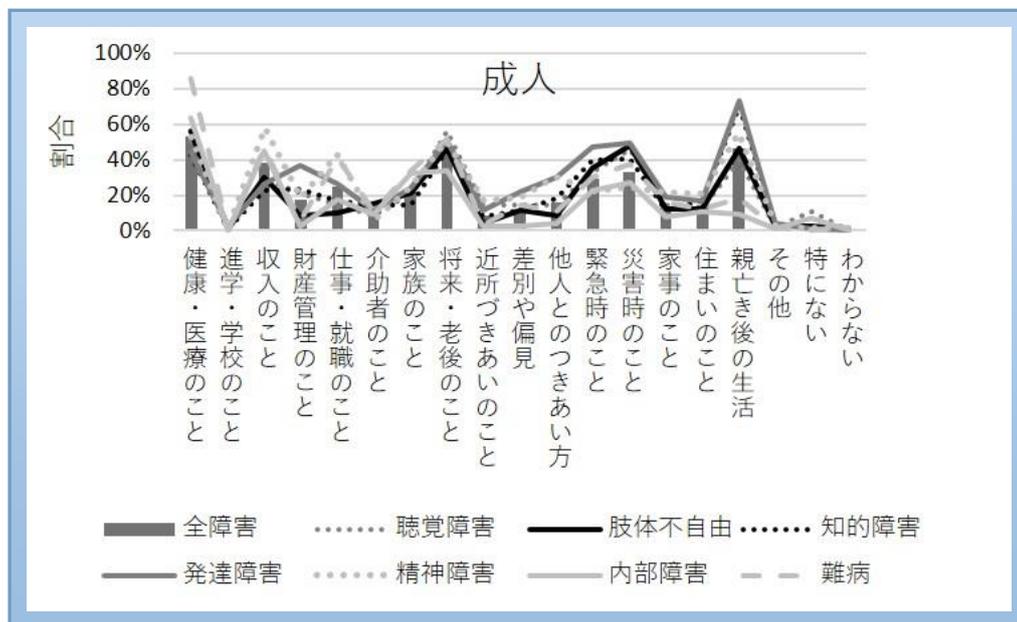
■現在困っていることや心配していることは何ですか



- 1位 健康のこと
- 2位 将来のこと
- 3位 親亡き後の生活のこと

「健康のこと」が1番多く、約5割の人が回答しました。特に、障害別でみると難病の人の8割が回答しました。また、精神障害は他と比べて「収入のこと」や「仕事・就職のこと」と回答した人の割合が多くなっています。

親亡き後を含めて将来の生活を不安に思う人が多いことがわかりました。



■何の施策に力を入れてほしいですか。

- 1位 災害時の対応
- 2位 相談支援体制の強化
- 3位 情報提供の充実

1位の「災害時の対応」と3位の「情報提供の充実」は、障害の別に関わらず回答が多くありました。

2位の「相談支援体制の強化」は、特に発達障害と精神障害からの回答率が高くなりました。

■今後どのような福祉サービスを利用したいですか。

- 1位 特にない
- 2位 外出介護
- 3位 共同生活援助（グループホーム）

高齢者（65歳以上）



■何の施策に力を入れてほしいですか

- 1位 災害時の対応
- 2位 緊急時の対応
- 3位 情報提供の充実

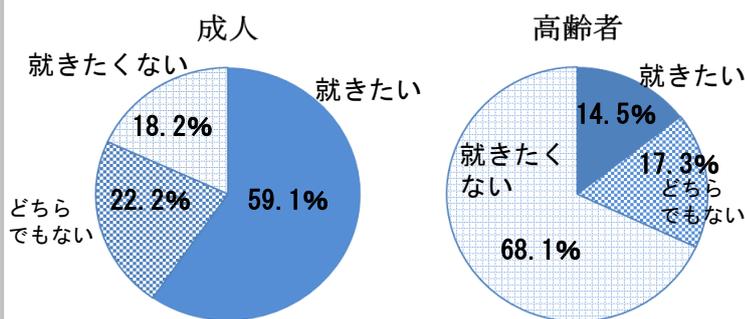
市に望む施策としては、災害時や緊急時の対応が最も多く、具体的には、災害が起きたときの食糧や水の支援、生活必需品の支援という回答でした。

■意見・要望（自由記述）

- ・社会的に、障害者への理解がまだ十分だと思えないことがある。
- ・福祉従事者の知識を高め、質を向上してほしい。
- ・各サービスの手続きを簡素化してほしい。
- ・市街地のバリアフリー化推進と障害者用トイレを拡充してほしい。

就労について（成人・高齢者）

■仕事に就きたいと思いませんか。



成人については、「就きたい」人が約6割に対し、高齢者は「就きたくない」人が6割以上でした。また、「現在仕事に就いていますか」という問いに対して、就いている人は成人では約5割、高齢者では約1割でした

■長期的に働くためにはどのようなことが必要ですか。

- 1位 周囲の理解
- 2位 能力にあった仕事
- 3位 体調にあった勤務体制

障害者団体・障害福祉サービス事業所の主な意見

①障害理解と権利擁護

- ・各障害ともにまだまだ理解が進んでいない。
- ・地域の人々と市の職員に障害の理解について勉強してほしい。
- ・誰もが参加，参画し，誰もが人間としての尊厳と権利を保障される地域社会を実現したい。

②相談支援体制と人材育成

- ・相談したくてもどこに相談したらいいかわからないことが多い。
- ・専門的な知識を持っている支援員がいない。人の確保と質の向上を目指してほしい。
- ・総合的に色々な相談をうけてくれる場所もほしい。

③居住環境の整備

- ・グループホームが増えてきているが，相対的にはまだ足りていない。グループホームの整備と同時に，夜間や緊急時の対応ができるような体制づくりや，医療的ケアに対応したグループホームや地域生活支援拠点も必要。

④高齢化

- ・障害者の高齢化に対応した支援，介護世代の高齢障害者に対応した支援が必要。

⑤サービスに結びついていない人への支援

- ・サービスに結びついていない人や，ひきこもり，不登校児への支援を充実させてほしい。

⑥関係機関との連携

- ・行政の関係各課，保健医療関係機関，教育機関，就労機関，児童支援機関，警察などの関係機関との緊密に連携した支援体制を整えなければならない。

(4) 計画の基本的な考え方

基本理念

本市では、平成16年度から障害福祉像を『みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ』と定めています。

「みんなでつくる」には、市民や地域社会との協働と当事者が社会参画している共生社会を表し、「みんなで暮らせる」には、自己決定を尊重した自立生活の実現とノーマライゼーション社会という柏市のあり方を表しています。

この障害福祉像は、各分野別計画が地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、引き続き、位置付けます。

〔障害福祉像〕

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

基本方針

「基本理念」の内容を実現するため、基本方針を次の3つとします。

本計画では、中期計画において見直された基本方針を踏襲するものとします。

《基本方針1》共生社会の実現に向けた相互理解の促進 ⇒ 柱1・2

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会を目指します。

《基本方針2》暮らしやすい環境づくりの推進 ⇒ 柱3・4・7

誰もが生き生きとその人らしく地域の中で暮らせる環境づくりを進めていくまちを目指します。

《基本方針3》健やかに暮らせる地域づくりの推進 ⇒ 柱5・6

保健・医療・教育との連携を密にし、健やかな心身を保ち暮らせる地域づくりを進めるまちを目指します。

重点目標

基本理念、基本方針に沿って各施策を展開するためには、関係事業者・医療機関・関係団体・機関等と行政がそれぞれ連携体制を強化して包括的に取り組む必要があります。

本市では、相談、体験の機会、緊急の対応等、障害者の地域生活を一体的に支える「地域生活支援拠点」を計画的に配置し、一方通行とならない循環した障害者支援体制「地域循環ネットワークシステム」の構築を重点目標と定めます。

重点施策

中期計画では、7本の柱を推進していくなかで特に重きを置く3つの施策を「重点施策」と位置づけて取り組んできました。後期計画では、市の課題、国の動向、市民や関係団体のニーズ等を踏まえてこれらの重点施策の基本的な方針を推進し、さらなる発展のために各施策の強化及び、「子どもの健やかな育成のための支援体制の充実」を追加した次の4つを新たな重点施策として推進します。

中期計画（H27～29年度）

1 相談支援体制の充実
2 在宅生活を支える基盤整備
3 就労支援体制の充実



後期計画（H30～32年度）

1 相談支援・ <u>権利擁護</u> 体制の充実
2 <u>地域</u> 生活を支える基盤整備
3 就労支援体制の充実
4 <u>子どもの健やかな育成のための支援体制の充実</u>

重点施策1 相談支援・権利擁護体制の充実

障害者が地域で安心して生活できるよう、ネットワークによる相談支援・ケアマネジメント体制を充実させます。また、障害の差別や虐待防止のために、権利擁護体制の充実も併せて重点施策として取り組んでいきます。

重点施策2 地域生活を支える基盤整備

住み慣れた地域での生活を望む声が多いことから、基盤としての地域生活拠点や、グループホーム、短期入所の計画的な整備を推進します。また、障害者の活動支援等の場づくりや、精神障害者の地域移行支援を推進します。

重点施策3 就労支援体制の充実

ニーズ調査でも能力や体調に合った就労を望む声が多かったことから、民間と連携し、障害に応じた就労支援体制を充実していきます。また、就職後の定着支援を強化し、就労系事業所の工賃向上にも積極的に取り組んでいきます。

重点施策4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

各関係機関の連携体制を強化して、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を推進します。また、医療的ケアが必要な障害児に対しての支援を充実させるための障害児施設の拡充や放課後等デイサービスの質の向上にも取り組んでいきます。

基本目標

本計画の基本目標を柱に併せて設け、7つの柱として具体的に障害福祉施策を展開していきます。

基本目標1 柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

「ノーマライゼーション社会」を実現していくためには、市民一人ひとりの意識づくりが必要であることから、障害理解を深めるための啓発、広報活動や福祉教育の充実を図っていきます。また、市民障害関係団体との連携を強化するなど協働による福祉活動の充実を図り、ボランティア活動、障害者団体の活動、市民交流の推進及び場の整備を行います。

基本目標2 柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

ニーズ調査から、情報提供の充実や身近な相談の場を求める声が多く挙がりました。障害者が悩みや不安を抱えたときに、できるだけ身近な場所で気軽に相談でき、問題の解決が図れるよう相談支援・ケアマネジメント体制の充実を図ります。また、障害者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など障害者の権利擁護体制の充実を図ります。

基本目標3 柱3 暮らしを支えるサービスの充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためのグループホーム等の居住の場の拡充や障害者の地域生活を支える拠点機能の整備を図ります。また、通所施設などの日中活動の場の充実や、緊急時対応サービスやレスパイトの強化など障害者の地域生活を支える基盤の整備を推進します。

基本目標4 柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

障害者の自立した生活を実現するため就労支援体制の充実と法定雇用率の向上への支援並びに職場定着に向けた就職後の支援体制を充実させていきます。併せて、福祉的就労における工賃の向上にも積極的に取り組んでいきます。

また、障害者が、地域で元気にその人らしく生き生きとスポーツ・芸術文化活動等ができるような環境づくりを推進していきます。

基本目標5 柱5 子どもの成長への支援

障害の早期発見や早期療育のため、母子保健事業及び児童福祉事業を推進します。さらに、乳幼児期から学齢期までの障害の特性、育ちのニーズに応じた切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・医療・教育の支援体制の強化を図ります。

基本目標6 柱6 健康・医療体制の充実

障害者（児）の健やかな心身を保てるよう、医療と福祉の連携を進めます。併せて、医療的ケア体制が必要な障害者（児）への支援の充実を図ります。また、精神障害者の地域生活を促進・支援の拡充を図ります。

基本目標7 柱7 安全・安心な生活環境の整備

災害時や緊急時の対応を求める声が多いことから、これまで以上に防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・確立を図り、地域で安全に・安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。また、障害者だけでなく、すべての人が住みやすい「福祉のまちづくり」を推進します。

(5) 施策の体系図

平成30～32年度

ノーマライゼーションかしわプラン

(第3期柏市障害者基本計画(後期計画)・第5期柏市障害福祉計画)

基本理念

みんなできつくる
みんなが暮らせるまち
かしわ

基本方針

- 1 共生社会の実現に向けた相互理解の促進
(柱1・柱2)
- 2 暮らしやすい環境づくりの推進
(柱3・柱4・柱7)
- 3 健やかに暮らせる地域づくりの推進
(柱5・柱6)

障害福祉サービスの目標(障害福祉計画)

<成果目標>

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援提供体制の整備等

<活動指標>

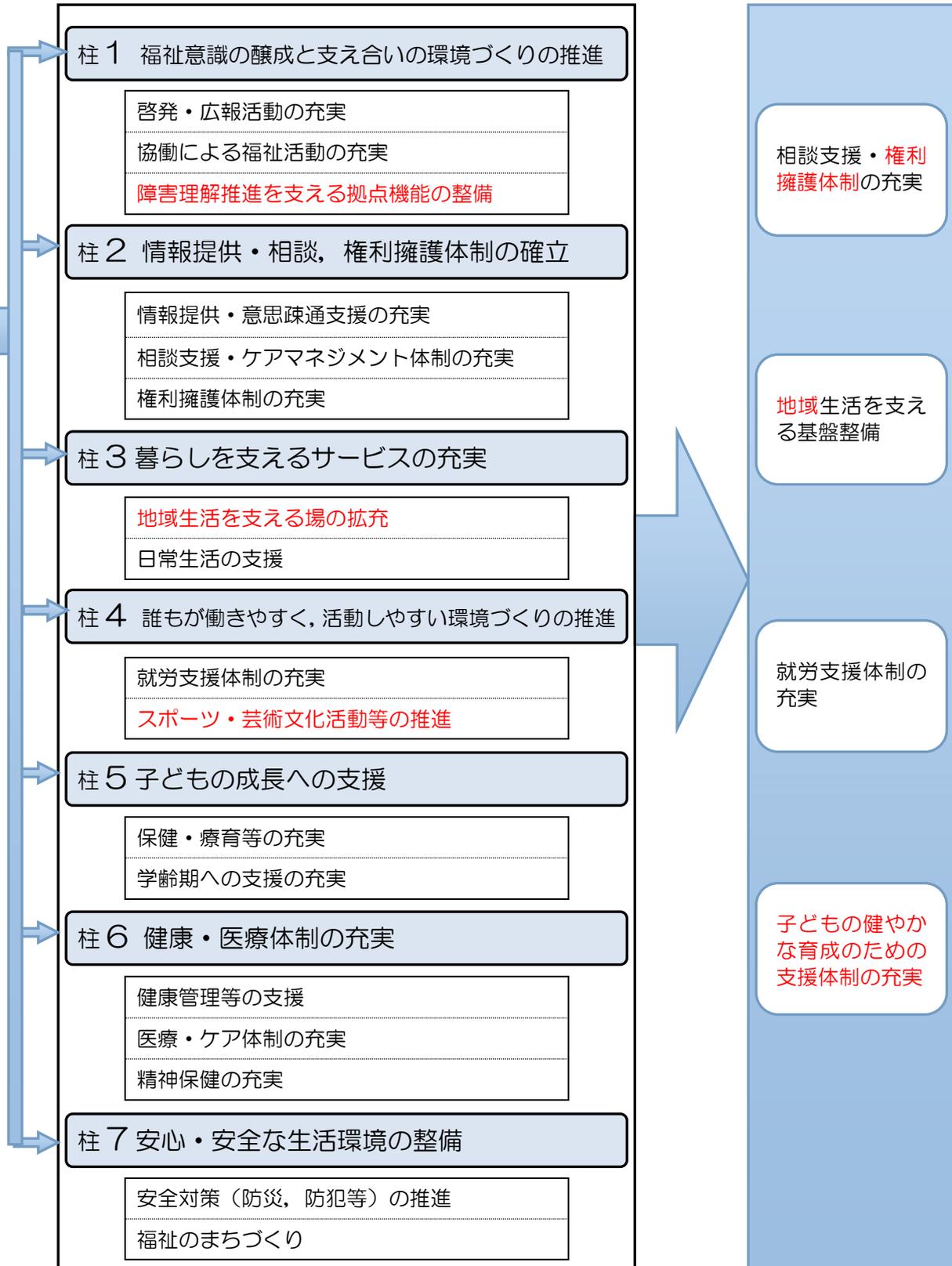
- | | |
|----------------|------------------------------|
| 1 障害福祉サービスの見込み | 2 障害児福祉サービスの見込み
(障害児福祉計画) |
| ① 訪問系サービス | ① 障害児通所支援 |
| ② 日中活動系サービス | ② 障害児入所支援 |
| ③ 居住支援・施設系サービス | ③ 障害児相談支援 |
| ④ 相談支援関連 | |
| ⑤ 発達障害者支援 | 3 地域生活支援事業の見込み |
| | ① 必須事業 |
| | ② その他 |

重点目標

地域循環ネットワークシステムの構築

基本目標

重点施策



〈第2章・計画の推進体制〉

第1節 計画の評価・見直し

第2節 評価・進捗管理体制の確立



扉ページ

第2章

計画の推進体制

第1節 計画の評価・見直し

1 計画におけるPDCAサイクル

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらはPDCAサイクルに沿って事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、随時、対応していくことになり、本市では健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会が協議の場となります。

なお、協議における確認事項は次の通りとなります。

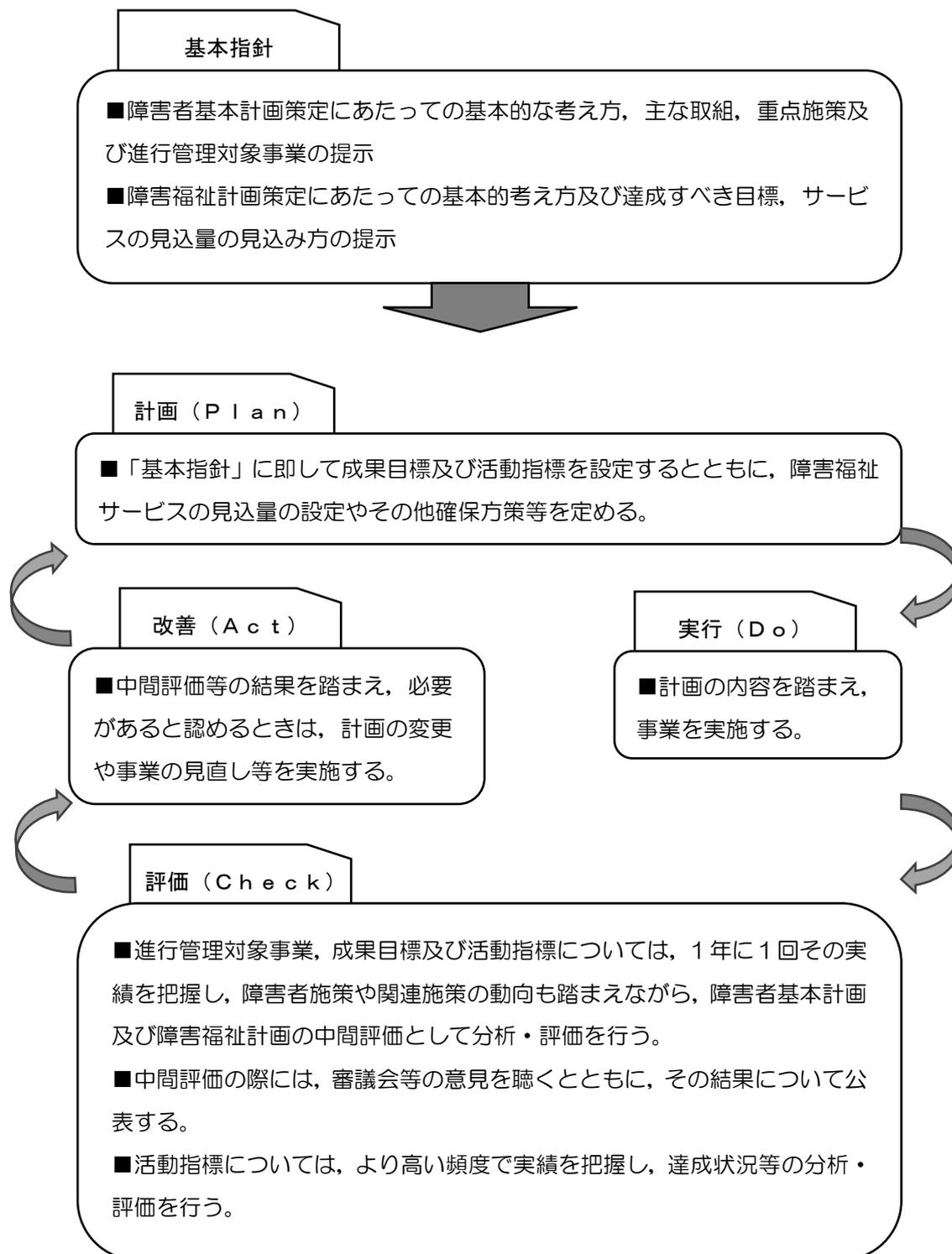
年 度	確 認 事 項
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・第3期障害者基本計画（前期計画）の検証・重点施策の実施状況検証・第3期障害福祉計画の検証
平成31年度	<ul style="list-style-type: none">・障害者基本計画進行管理対象事業の検証・重点施策の進捗状況・第4期障害福祉計画平成30年度実績の検証・次期計画策定に向けての市民意向調査の実施
平成32年度	<ul style="list-style-type: none">・障害基本計画進行管理対象事業の検証・重点施策の進捗状況・第4期障害福祉計画平成31年度実績の検証・次期計画策定のための審議会等による検討

2 点検・評価結果の反映

健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

その上で、PDCA サイクルのプロセスは、次のとおりとします。

◇PDCAサイクルのプロセスのイメージ



第2節 評価・進捗管理体制の確立

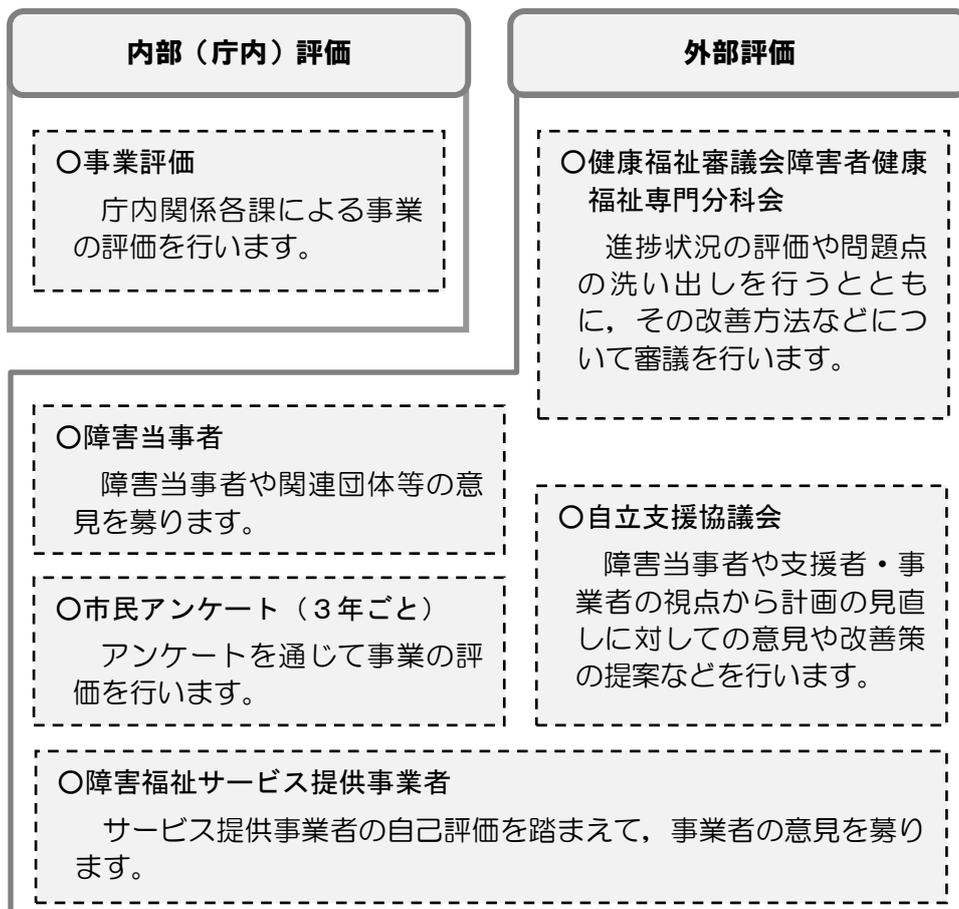
(1) 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、柏市自立支援協議会等の関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

◇評価・進捗管理体制

計画の推進・取組の改善



(3) 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・企業に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

(4) サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について検討を進めます。

〈第3章・各論〉

第1節 重点目標・重点施策

第2節 基本目標（7つの柱）

扉ページ

重点目標（重点施策の展開）

「基本方針」「柱」に基づいた施策を推進するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。そこで、柱体系とともに、社会背景、法制度や課題等を踏まえて、本計画における重点目標を設定します。

重点目標 地域循環ネットワークシステムの構築

【目標設定の背景】

「地域共生社会の実現」については、平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにて目指すことが定められました。また、本市上位計画となる「総合計画」及び「地域健康福祉計画」でも実現を図ることとされています。

そこで、国の政策や本市上位計画との整合性を図り、取組を進めている「地域循環ネットワークシステムの構築」を地域共生社会構築のための重要施策と位置付ける必要があります。

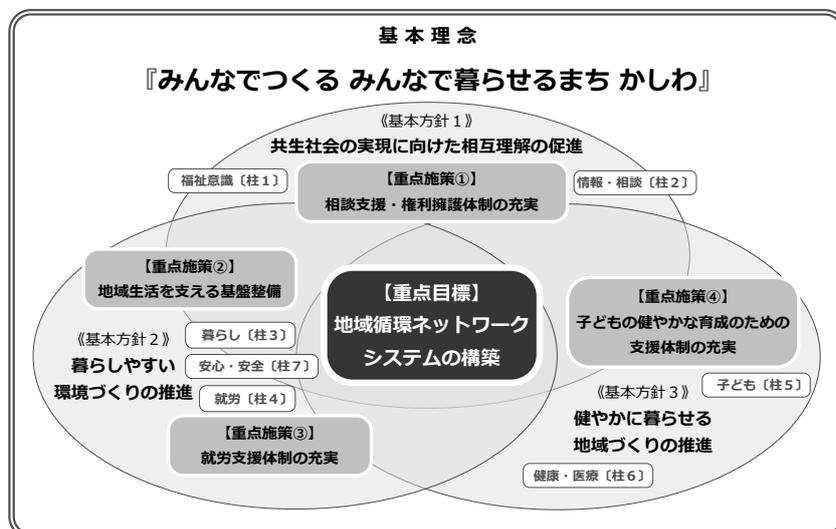
【目標方針】

本市では、基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点の計画的配置を図ることで、市内における障害福祉の支援拠点を整備します。

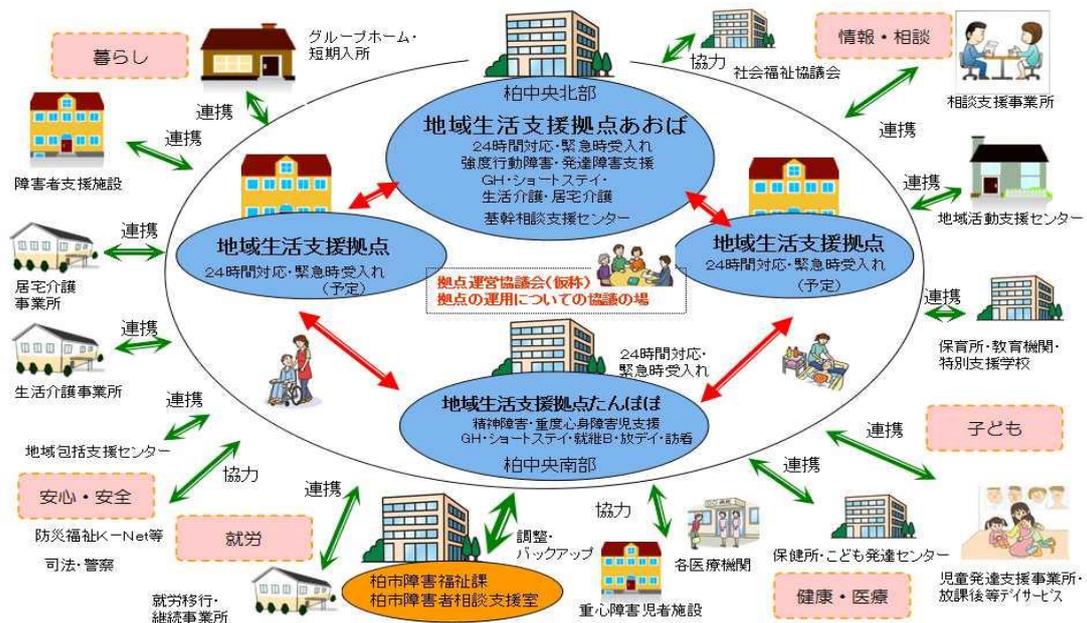
また、市内の関係事業者・医療機関・関係団体、機関等との連携体制を構築し、都市型障害福祉ネットワーク「かしわネットワーク」の整備を図ります。

これにより、地域共生・地域包括ケアの理念に基づき、市内における障害者を支える地域支援体制を構築します。

なお、その整備にあたり、重要な要素となる「相談支援・権利擁護体制」「地域生活基盤整備」「就労支援体制」「障害児支援」の4分野については、重点施策として設定します。



地域循環ネットワーク（イメージ）



<重点施策内容>

①相談支援・権利擁護体制の充実

- ・相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- ・権利擁護体制の充実

②地域生活を支える基盤整備

- ・地域生活支援拠点の整備と体制の構築
- ・多様な住まいの確保と居住の支援
- ・障害者活動センター等の整備と精神障害者の地域移行等支援

③就労支援体制の充実

- ・就労支援体制の充実
- ・職場定着支援の充実
- ・工賃向上の取組強化

④子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

- ・
- ・
- ・

重点施策 1 相談支援・権利擁護体制の充実

〔目指すべき方向性〕

障害者が地域で安心して生活できるよう、相談支援体制と権利擁護体制を一体的に取り組み、施策を推進します。

〔市の取り組み〕

① 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

地域における身近な相談窓口を確保するため、24時間対応の地域生活支援拠点など、地域で様々な障害に関する相談支援に対応できる体制の充実に推進します。

また、質の高い相談支援を提供するために、相談支援従事者の質を高める取組、ケアマネジメントに従事する相談支援専門員の増加や研修などを通じた人材の養成・確保を図るなど、より適切な体制の構築を進めていきます。

主な取組	○障害者相談支援・コーディネート事業 24時間365日障害者の様々な相談支援に対応する地域生活支援拠点をはじめとする委託相談支援事業所を増加し、地域の相談支援の多様なニーズに対応します。
	○相談支援事業所及び相談支援専門員増加の取組 地域資源が有機的に結びつくよう、相談支援事業所や専門員を増加し、相談支援連絡会を開催し、相談支援を進めます。
	○自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援 ケアマネジメント等の普及啓発のため、相談支援専門員の支援スキル向上に資する研修会等の様々な取り組みを行い、質の高い相談支援人材についての養成・確保を図ります。

関連事業 P ~

コラム ケアマネジメントとは？

障害者等が住み慣れた地域で生活するため、様々なサービスを活用して総合的に支えるための方法論。使うサービスは福祉施設の利用から隣人との付き合いまでなんでもあり。どんなサービスを使うかはケースワーカーのウデの見せ処。

② 権利擁護体制の充実

障害者虐待防止センターが中心となり、虐待や差別に関する相談体制の拡充や、研修等を通じた啓発活動を推進し、虐待防止を図ります。また、虐待の早期発見・保護を図る体制を構築するため、生活支援の体制をさらに整備していきます。

主 な 取 組	○権利擁護ネットワーク会議の開催 権利擁護に係る議題について協議し、虐待の早期発見・保護を図る体制を構築します。
	○虐待防止に関する研修会の実施 差別に関する理解啓発を進め、虐待防止の取り組みを行います。

関連事業 P ~

権利擁護に関する資料

コラム 津久井やまゆり園事件

平成28年7月26日に相模原市の入所施設で、19人もの重度の知的障害者が元職員に殺害されました。

容疑者は「この世から障害者なんていなくなればいい」と言っていたそうですが、差別解消の取り組みと逆行の暴挙です。私たちは、この事件を忘れることなく、「障害があってもなくても共に暮らせる社会」を作るために何が出来るのかを考えていく必要があります。

写真・イラスト等

重点施策 2 地域生活を支える基盤整備

〔目指すべき方向性〕

自宅に限らず、住み慣れた地域での生活を望む声が多いことから、「地域生活を支える基盤整備」を推進します。

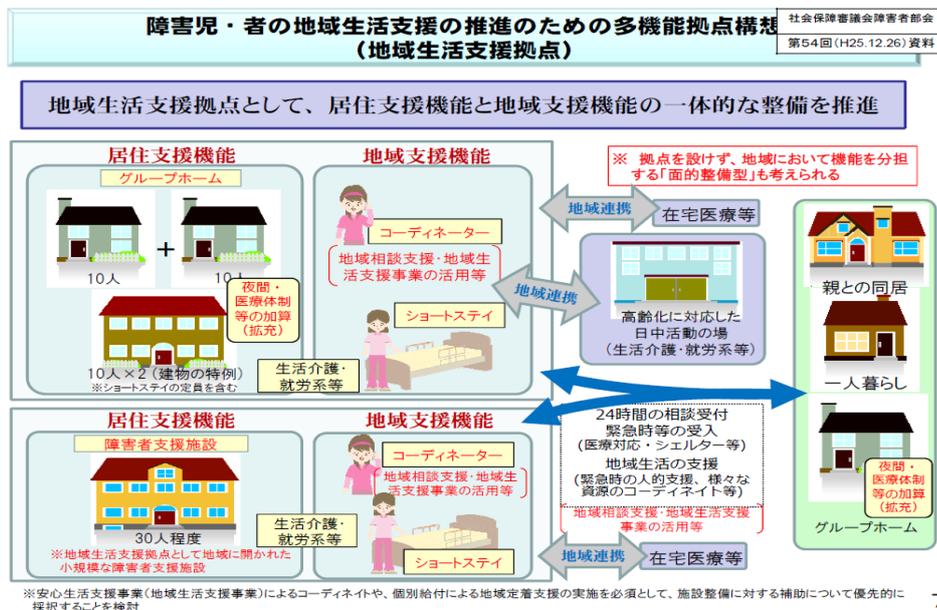
また、障害者の活動支援等の場づくりや精神障害者の地域移行支援を推進します。

〔市の取り組み〕

① 地域生活支援拠点の整備と体制の構築

グループホーム設置による居住支援機能や24時間対応の障害者の総合相談、緊急時の受入れ、体験といった、地域支援機能を一体的に持った地域生活支援拠点を障害者の特性や地域性等を考慮して複数整備し、さらに、地域資源と有機的に結びつくよう既存の拠点とネットワーク化して一体的に運用することで、障害者が地域で安心して暮らせるための支援を実施します。

主な取組	<p>○地域生活支援拠点整備事業</p> <p>地域生活を支える基盤としての「地域生活支援拠点」設置を推進します。特に、要望の多い重症心身障害に対応する拠点や、現在整備されていないエリアへの拠点整備を推進します。</p>
	<p>○地域生活支援拠点運営協議会の開催</p> <p>拠点運営協議会を開催し、運営状況や今後の設置について意見交換を行います。</p>
関連事業 P ~	



② 多様な住まいの確保と居住の支援

障害者の地域生活促進のためには、グループホームや一般住宅での生活など多様な住まいに対応する支援が必要ですが、特に自立生活の支援・促進のための生活拠点であるグループホームが不足しており、設置への要望も多く聞かれます。それらを解消するため、グループホームの拡充のための様々な支援を設置者に対し行います。

主 な 取 組	○共同生活援助(グループホーム)の整備
	○障害福祉サービス施設等改造等補助 安全安心な住環境の構築のため、グループホーム設置や改造に対し支援します。
関連事業 P ~	

グループホーム資料
(市内GHマップ?)

③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備

教育福社会館について、耐震改修工事に併せ、障害があってもなくても、それぞれの世代が一堂に会して交流できる場としてや、就労が困難な方の自立支援を促進する施設となるよう整備します。また施設の活用等により精神障害者等が安心して地域で生活するための地域移行を支援します。

主 な 取 組	○教育福社会館耐震改修等工事新規
	教育福社会館をこれからも継続して維持運営するために、耐震化工事を始め、交流や自立支援の場等、更なる福祉の向上に繋がる必要な改修を行います。
関連事業 P ~	

重点施策 3 就労支援体制の充実

〔目指すべき方向性〕

民間と連携し、障害に応じた就労支援体制を充実していきます。また、就職後の定着支援を強化し、就労系事業所の工賃向上にも積極的に取り組んでいきます。

〔市の取り組み〕

① 就労支援体制の充実

障害者が就労系事業所から企業就労へのステップアップを図れるよう、県内各圏域に設置されている障害者就業・生活支援センター等の取り組みを支援するとともに、就労系事業所の質の向上を図り障害に応じた就労支援体制を強化します。

主 な 取 組	○障害者就業・生活支援センターなどによる就労相談事業 障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所が行う障害者への就労相談等を支援します。また、就労支援体制を強化するため、自立支援協議会はたらく部会を活用して関係機関の連携を充実を図るとともに、各種研修等を開催し、民間事業所のスキルアップを図ります。
----------------------------	--

関連事業



←「接遇と気づかい」をテーマにしたスキルアップ研修の様子

柏市では、毎年テーマを決め、支援者のスキルアップに取り組んでいます。

コラム 農福連携

近年、人口減少や高齢化が進行する中で、福祉分野と農業分野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっており、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」では、農業分野での障害者の就労支援等の推進の観点から、農福連携の推進が盛り込まれるなど農福連携に対する関心が従来にも増して高まっています。この取組は、地域における障害者等の就労訓練や雇用の場となるだけでなく、高齢化や過疎化といった問題を抱える農業・農村にとっても、働き手の確保や地域農業の維持、更には地域活性化にもつながり、より一層の推進が求められています。

② 職場定着支援の充実

障害者就業・生活支援センターや市内の就労支援機関と連携し、働く障害者が気軽に相談できる場の確保や日常生活上の支援を受けられる体制を強化します。

また、障害者雇用を進める企業に対して障害の理解や障害者雇用の普及啓発により、企業に対する支援も行ないます。

主な取組	○相談支援事業の実施 障害者が働きながら相談や日常の支援が受けられる体制を強化します。
	○定着支援事業 就労した障害者の様々な相談に対応し、安定して働き続けられるよう支援します。また、企業に対しても、障害を理解するためのセミナー等を開催し職場定着の支援を行います。
関連事業 P ~	

③ 工賃向上の取組強化

本市においては就労継続支援B型事業所の平均工賃が県内平均を下回る状況であるため、工賃向上の取り組みを積極的に進め、福祉的就労の場の工賃向上を図ります。

また、障害者が生きがいを持ち、安心して働く等の社会参加ができるように、就労継続支援事業所等の適切な運営を指導します。

主な取組	○就労継続支援(B型)事業所の支援 就労継続支援B型事業所等について、千葉県障害者就労事業振興センター等と連携し、受注業務の拡大や生産品の質の向上、新製品の開発に向けた支援を行い、事業所の工賃向上を目指します。
	関連事業 P ~

写真

←B型事業所での事務作業
工賃向上のための販売会→



重点施策 4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

- 柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進……………○
- 柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立……………○
- 柱3 暮らしを支えるサービスの充実……………○
- 柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進……………○
- 柱5 子どもの成長への支援……………○
- 柱6 健康・医療体制の充実……………○
- 柱7 安全・安心な生活環境の整備……………○

扉ページ

現プランと同様レイアウト

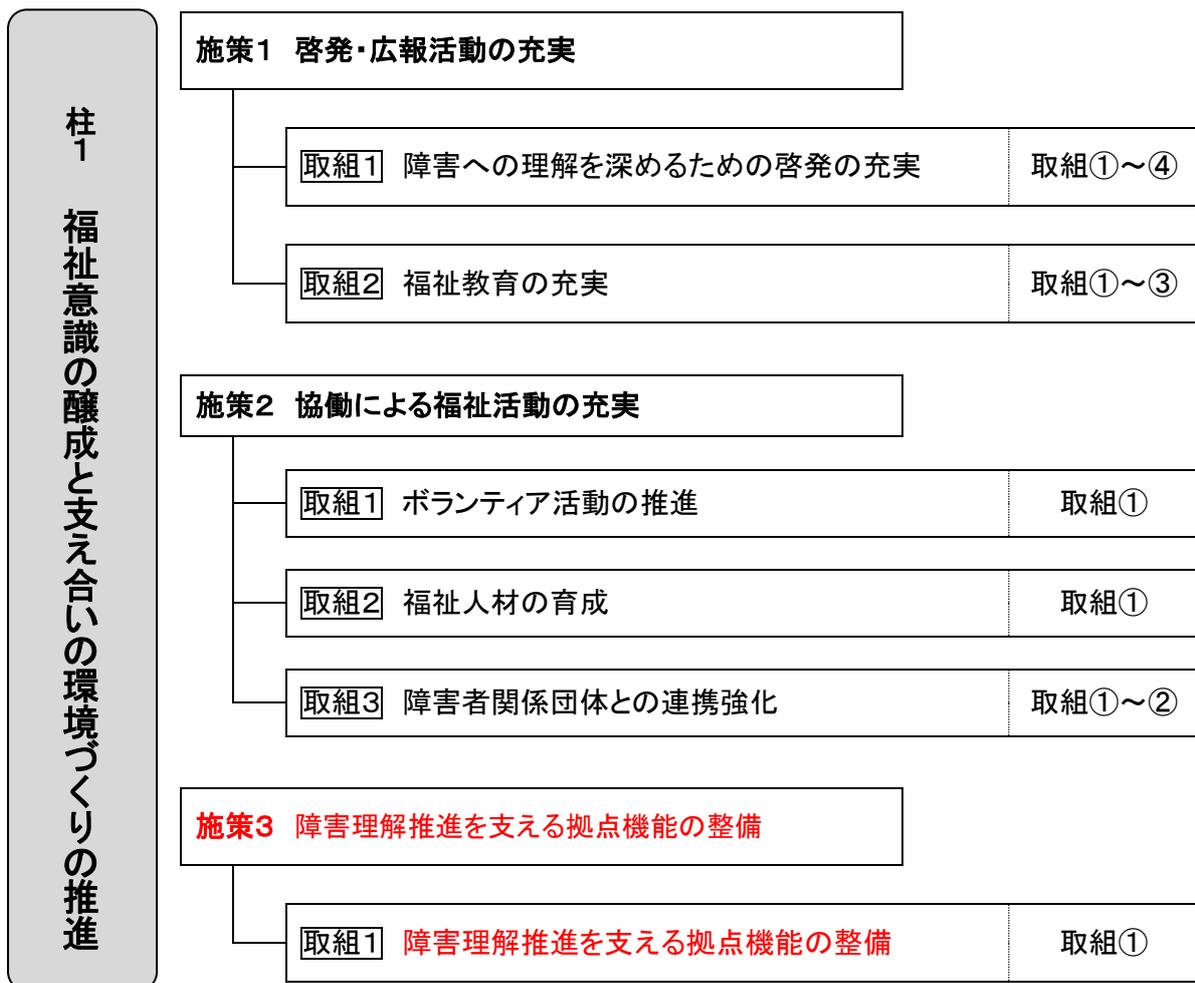
柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

(1) 基本方針

障害者差別解消法の施行に伴い、差別の禁止が徹底されるとともに、「障害」に対する市民理解がより一層求められていることから、市民や事業者、行政等関係機関への「障害」の理解・普及啓発、広報活動や、福祉教育の充実を図ります。

また、身近な場所での福祉意識の醸成を図るため、学校等の教育部門や、地域活動を担う団体等と連携し、障害の有無にかかわらず、ひろく社会参加が果たせる環境づくりに取り組みます。

(2) 施策の体系



施策1 啓発・広報活動の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 「障害」に対する理解促進・意識啓発を図り、「共生」の意識づくりを進めます。
- ▶ 福祉教育の充実等により、障害があっても差別を受けることなく、安心して地域で暮らせる環境づくりを推進します。

(2) 現状と主な課題

■ 障害への理解を深めるための啓発の充実

市では、啓発冊子の配布や障害者週間にあわせた障害理解を深めるための広報掲載等を実施していますが、アンケート調査では、7割以上の方が障害者差別解消法を知らないという結果になりました。また、障害への理解を深めるために、「市や社会福祉協議会等の情報誌の充実」を図って欲しいという意見があり、ヒアリング調査では、「市職員に対する障害理解を進める」ことへの必要性があげられています。

また、市や柏市社会福祉協議会では、障害への理解を深めるために、障害者理解・啓発イベント、障害者地域交流推進事業や障害関係団体との協働事業などを実施していますが、ヒアリング調査からは、地域での障害理解事業について促進を図ることを求められております。

以上から、障害への理解を深めるための啓発の充実が必要です。

取組1

■ 福祉教育の充実

これまで福祉教育推進校の指定等を通じて、市内小中学校の特色に応じた福祉教育に取り組むなど交流や体験を通じた福祉教育を実施してきましたが、アンケート調査では、差別や偏見をなくすために必要なこととして「学校での福祉教育の充実」という回答が全体の半数近くを占めていました。

従って、子どもの頃から福祉への理解を深める取組が必要です。

取組2

取組1 障害への理解を深めるための啓発の充実

本市では引き続き、障害の有無にとられない地域社会を目指すため、さまざまな媒体や手段を効果的に活用して、積極的な啓発活動を展開し、市民や団体、市職員等も含めた理解促進・意識啓発に取り組みます。

① 啓発冊子等の配布・活用

概要と方針	広報紙, ホームページ, パンフレットなどにより, 福祉情報の提供と理解促進を図ります。	イメージ
関連事業		
○広報紙, パンフレットなどによる福祉情報の提供	◎障害福祉課	
○広報紙, ホームページにおける障害啓発情報の提供	◎障害福祉課	
○災害時障害者支援ハンドブックの配布	◎障害福祉課	
○地域福祉の情報紙『紙ひこうき』の発行	◎社会福祉協議会	

② 地域での障害理解の推進

概要と方針	地域における障害者との交流や理解を広げるための講座等を開催します。	イメージ
関連事業		
○地域出前講座の実施	◎障害福祉課	
	◎障害者相談支援室	
○交通事業者が実施するバリアフリー交通教室への支援	◎交通政策課	

③ 障害者理解・啓発イベントの実施

概要と 方針	関係団体と協働で障害者理解を促進するイベントを実施します。また、関係団体、事業者が行うイベントを積極的に紹介し、後援します。	イメージ
関連事業		
○「福祉の心」作品展		㊦社会福祉協議会
○障害関係団体との協働イベントの実施		㊧障害福祉課

④ 市職員や教職員の障害者理解の促進

概要と 方針	市職員や教職員の障害への理解を深めることを目的とした研修を実施します。	イメージ
関連事業		
○保健福祉部門職員研修		㊦福祉政策課
○市職員向け障害者差別解消研修		㊧人事課
○教職員向け特別支援教育に関する研修		㊨教育研究所

取組2 福祉教育の充実

障害の有無にとらわれない共生意識の醸成を図り、子どもから大人まで福祉への理解を深めていけるよう、交流や体験を通じた福祉教育の充実を促進します。

① 学校、地域の場における福祉教育の充実

概要と方針	福祉施設への訪問、障害者との交流、ボランティア体験など、地域ぐるみで市内小・中・高等学校の特色に応じた福祉教育を充実します。	イメージ
関連事業		
○福祉教育指定校、福祉教育推進指定団体への支援(福祉教育パッケージ指定)		④指導課 ④地域支援課 ④社会福祉協議会
○福祉教育普及パンフレット「ふくしの種」の配布		④社会福祉協議会
○障害者スポーツ体験交流事業(H29～3カ年の予定)		④教育研究所
○各学校における福祉教育の実施		④各学校

② 体験を通じた障害理解の推進

概要と方針	体験を通して障害理解を深めていきます。	イメージ
関連事業		
○福祉体験への支援		④社会福祉協議会
○夏季ボランティア体験(夏ボラのススメ)		④社会福祉協議会
○福祉体験教室		④社会福祉協議会
○釜のめしキャンプ、釜のめし・おもちゃ図書館		④子育て支援課

③ 生涯学習における福祉教育の充実

概要と方針	公民館による市民講座等のメニューの一つとして、障害者福祉等に関する市民向けの講演会等を開催します。	イメージ
関連事業		
○市民講座等における講演会の開催		④公民館

施策2 協働による福祉活動の充実

(1) 施策の目的

- ▶ ボランティアの担い手を育成することで、市民の福祉への理解を深め、福祉活動への参加を促進します。
- ▶ 障害者や障害者団体の地域における理解と交流を促進し、「心のバリアフリー」の実現を図ります。

(2) 現状と主な課題

■ ボランティア活動の推進、福祉人材の育成

平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにて、「地域共生社会の実現」を目指すことが定められました。アンケート調査でも、差別や偏見をなくするために必要なこととして、「福祉施設と地域の交流を深める」ことが求められています。

障害者が地域生活を続けていくうえで、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えも不可欠です。

取組1

■ 障害者団体等との連携強化

社会福祉協議会では、「地域健康福祉活動計画」に基づき、地区単位での懇談や行事等を通して、障害者団体と地域住民が関わるなど、相互の交流を図る機会を作っています。

一方で、障害者が社会参加を進める際や自分の意見を社会に向けて発信していく時にはお互いの立場や考えが分かり合える団体の存在が貴重で、障害者団体との連携を強化する必要があります。

取組2

取組1 ボランティア活動の推進

障害の有無にかかわらず、地域に暮らす誰もが自分らしく自立した生活を送るためには、地域の中でお互いに交流し、支え合っていくことが重要です。さまざまなボランティア講座を通じて障害があってもかけがえのない存在であることを認め、障害者に対して分け隔てなく接することができる人を増やしていきます。

また、地域の中で交流する場をつくることで、障害者の社会参加を促進します。

① 障害者支援ボランティアの担い手の育成

概要と方針	障害者を支援するボランティア育成のための各種講習会を実施するとともに、講習会修了者に活動への積極的な参加を働きかけ、ボランティアの担い手を確保します。	イメージ
関連事業		
○障害者支援ボランティア養成講座の開催		◎障害福祉課 ◎保健予防課 ◎社会福祉協議会

取組2 福祉人材の育成

①

概要と方針		イメージ
関連事業		

取組3 障害関係団体との連携強化

障害者団体の自主的な活動が円滑に行われ、団体から積極的に情報発信していけるよう実施事業に対する支援を継続していきます。

また、障害者、障害者団体が地域において参加・交流できる機会を設けていきます。

① 障害者団体への支援

概要と方針	市は、障害者団体による障害福祉の普及啓発事業、社会参加促進事業等を対象に事業費に係る補助をします。また、社会福祉協議会では、福祉意識の啓発や地域福祉の活動を実践する非営利団体に助成します。	イメージ
関連事業		
○障害者団体への支援		㊦障害福祉課
○当事者団体・福祉団体活動助成		㊦社会福祉協議会
○地域課題解決活動助成		㊦社会福祉協議会

② 障害者団体との情報交換・連携強化

概要と方針	柏市中心身障害者福祉連絡協議会、かしわ障害者をむすぶ会、柏市障害関係施設連絡会等との懇談会等を開催し、各団体と市とで情報交換を行います。	イメージ
関連事業		
○障害者団体とのネットワークの形成		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○障害者団体連絡会運営支援事業		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室

施策3 障害理解推進を支える拠点機能の整備

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者が活動し、障害への理解推進を支える拠点となる場の整備を行います。

(2) 現状と主な課題

■ 障害理解推進を支える拠点機能の整備

本市の福祉拠点の一つである教育福祉会館では、1階と2階を福祉会館として、社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉就労支援センター、中央老人福祉センター、地域福祉センターが設置されています。

しかし、近年の調査により耐震性能が不足しており、本計画期間中に、耐震補強にあわせて、老朽化した設備などを更新した大規模改修を予定しています。

福祉会館はこれまで、各分野別に福祉活動を実施していましたが、リニューアルにあわせ、時代にあった新たな福祉事業を行う場として整備を行うことで、障害への理解推進を支える拠点として位置づけることを求められています。

取組1

取組1 障害理解推進を支える拠点機能の整備

共生社会に向けて、障害者が活動したり、障害への理解推進を地域へ発信する拠点の場として、教育福祉会館の整備を耐震改修工事に併せて行います。

① 障害理解推進を支える拠点機能の整備

<p>概要と方針</p>	<p>教育福祉会館について、耐震改修工事に併せ、障害があってもなくても、それぞれの世代が一堂に会して交流できる施設となるよう整備します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○教育福祉会館耐震改修等工事 新規</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◎公民館 ◎保健福祉総務課 ◎高齢者支援課 ◎障害福祉課

柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

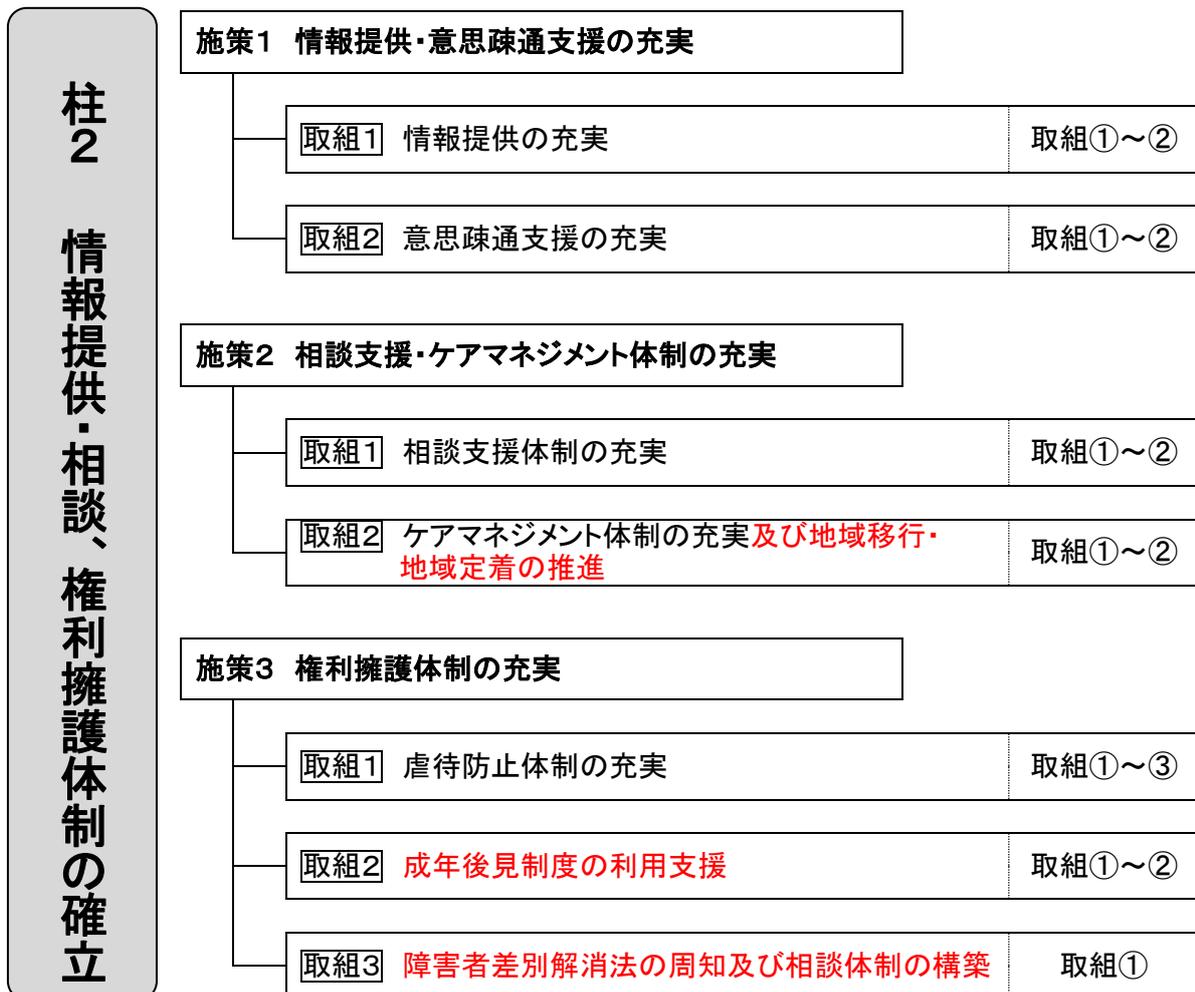
(1) 基本方針

障害者が一市民として地域で暮らし、社会参加していくためには、必要な情報を受けられるようさまざまな配慮が必要です。広報やホームページなどの情報伝達媒体を積極的に活用するとともに、意思疎通支援を充実させるなど、適切な情報提供を図ります。

また、生活上のさまざまな相談や福祉サービスの利用に関する相談など、身近な場所で気軽に相談でき、問題の解決が図れるよう相談支援・ケアマネジメント体制の構築を図り、地域内ネットワークとして包括的な支援につながる体制づくりを図ります。

さらに、障害者虐待の防止や早期発見に向けた相談体制の充実、意思決定が困難な障害のあるかたへの成年後見制度の利用促進、差別解消など、障害者の権利擁護体制の充実を図ります。

(2) 施策の体系



施策1 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者に対して、適切な情報伝達を図ります。
- ▶ 障害者の意思疎通支援の充実を図ります。

(2) 現状と主な課題

■ 情報提供の充実

アンケート調査では、「市等の情報提供を充実させるために必要なこと」として、「障害福祉のしおりの内容を充実」「市や社会福祉協議会等の情報誌をより充実」「文字を大きくし、広報をより読みやすくする」という回答が多く挙げられています。

また、「情報を必要とする方に確実に届く仕組み」と、「求められた情報を確実に提供できる仕組み」として、広報やホームページなどの情報伝達媒体を積極的に活用した情報提供を行うとともに、あらゆる障害に対応した適切な情報伝達を検討し、情報提供の内容を充実させる必要があります。

取組1

■ 意思疎通支援の充実

障害者総合支援法の施行により地域社会の共生の実現に向けて、意思疎通支援の強化が図られました。本市では、手話通訳者・要約筆記者の派遣や窓口への手話通訳者の設置を行うとともに、平成26年度からは、千葉県と千葉市、船橋市と協力し、盲ろう者向けに通訳・介助員の派遣事業を行っています。

地域社会の共生と合理的配慮の観点から、意思疎通支援の強化を図る必要があります。

取組2

取組1 情報提供の充実

紙媒体、インターネット、電話・ファックスなど多様な情報媒体を通じて積極的に情報提供を行います。

また、社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人、NPO法人など、サービス提供事業者が多様化していることに伴い、これらの団体と連携を密にし、適切な情報受発信に努めます。

さらに、差別解消法の合理的配慮の理念に基づき、障害者に配慮した情報伝達を推進します。

① 情報提供の充実

概要と方針	障害者やその家族に迅速にわかりやすく、正確な情報を提供します。また、フェイスブックやツイッターなどを活用し、関係団体との情報受発信を密に行うよう努めていきます。	イメージ
関連事業		
○『障害福祉のしおり』の発行		㊦障害福祉課
○団体・施設、事業所一覧の配布		㊦障害福祉課
○広報紙・インターネット等による多様な情報受発信		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室 ㊦広報広聴課
○地域福祉の情報紙『紙ひこうき』の発行		㊦社会福祉協議会
○柏市地域支援センターあいネット広報紙『「じんけん」ぽん』の発行		㊦生活支援課

② 障害に配慮した情報提供の充実

概要と方針	『広報かしわ』では障害者に配慮した紙面構成を目指すとともに、ホームページでも障害者に向けて迅速でわかりやすい情報を発信するウェブアクセシビリティに配慮したページづくりを行います。また、刊行物など障害に配慮した情報発信ルートを確保するとともに、専門的情報提供に従事する人材育成を図ります。	イメージ
関連事業		
○障害者にも見やすい広報紙づくり		㊦広報広聴課
○障害者も情報の得やすいホームページづくり		㊦広報広聴課
○音声版等の活用		㊦障害福祉課
○点字広報・声の広報の発行		㊦障害福祉課
○点訳奉仕員、朗読奉仕員養成講座の開催		㊦障害福祉課

取組2 意思疎通支援の充実

障害者の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションのために、手話通訳者・要約筆記者の派遣などの意思疎通支援を推進します。

また、意思疎通支援に携わる人材の育成を充実させます。

① 意思疎通支援事業の推進

概要と方針	聴覚, 言語機能, 音声機能, 視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者, 要約筆記者の派遣等を行い, 意思疎通の支援を行います。	イメージ
関連事業		
○手話通訳者・要約筆記者の派遣		㊦障害福祉課
○盲ろう者向け通訳・介助員の派遣		㊦障害福祉課
○窓口への手話通訳者の設置		㊦障害福祉課

② 意思疎通支援従事者の養成

概要と方針	養成講座を開催し, 意思疎通支援に従事する人材を養成します。	イメージ
関連事業		
○手話奉仕員養成講座の開催		㊦障害福祉課
○手話通訳者・要約筆記者養成講座の開催		㊦障害福祉課
○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の開催		㊦障害福祉課

施策2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 相談の内容や相談者のニーズに応じて、適切な助言や支援ができるように、行政における専門性を向上させるとともに、民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します。
- ▶ 福祉サービスを必要とするかたに適切なケアマネジメントを提供できるように相談支援専門員を確保するとともにその質を高める取組を行います。
- ▶ 相談支援従事者の質を高める取組やネットワークを構築する取組を進め、介護保険事業者との連携も進めます。
- ▶ 障害者の地域生活を促進するために、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を推進します。

(2) 現状と主な課題

■ 相談支援体制の充実

アンケート調査では、相談機能の充実のためには「身近な場所に相談できるところがある」「専門的な知識を持った職員がいる」との回答があげられています。

障害者からの相談は、内容が多様化し、件数も増加しています。また、介護者の高齢化や虐待相談件数の増加から、緊急性の高い相談対応や支援の提供を必要とするケースが増加しています。

このことから、市役所での相談窓口の他、民間事業者の専門性を活用し、地域生活支援拠点における緊急時のコーディネート機能と一体化した地域における身近な相談場所を確保することが必要となっています。

取組1

■ ケアマネジメント体制の充実及び地域移行・地域定着の推進

平成24年度から「計画相談支援」、「障害児相談支援」が始まり、平成27年度からは障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援を利用しているかた全てに対して、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成が必須化されました。本市においても計画作成はほぼ完全実施されていますが、一方で一定の割合でセルフプランによる利用が見られます。

希望する方全てに適切なケアマネジメントを提供するためには、相談支援専門員の確保とそのスキルアップを図るほか、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の審査及び支給決定を行う行政職員の専門性の向上など、ケアマネジメント体制を充実させる取組が必要です。

「地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)」も平成24年度から制度化されましたが、本市においては、関係機関での同制度に対する理解が浸透していなかったこともあり、十分に制度が活用されてきませんでした。

地域移行支援は、障害者支援施設入所者や精神科病院の長期入院患者等の地域生活への移行を促進するために、地域定着支援は、地域生活をおくる障害者の緊急時の訪問支援等を実施する地域生活支援拠点での活用を促進するために、関係機関も含めた取組が必要です。

取組2

取組1 相談支援体制の充実

市役所に精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等の専門職を配置し、多様な相談に対応するとともに、民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保するために、地域生活支援拠点を中心として、相談支援事業を委託する事業所の増加を図り、相談支援・コーディネート体制を構築します。

体制作りの中心となる複数の地域生活支援拠点の中から1か所を基幹相談支援センターとして指定し、柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し、ネットワークの構築に努めます。基幹相談支援センターも含めた委託相談支援事業所を市が育成・バックアップします。

① 障害者相談支援体制の強化

<p>概要と方針</p>	<p>市役所及び基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所と連携を図ることにより、多様な相談に対応し、安心して相談サービスを利用できる環境づくりに取り組みます。</p>	<p>イメージ</p>
<p>主な取組</p>	<p>○障害者相談支援・コーディネート事業（㊦障害者相談支援室）</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○地域生活支援センターにおける総合相談支援 ○総合相談事業・心配事相談事業 ○地域活動拠点事業 ○児童に関する相談 ○発育や発達に関する相談 ○就学に関する相談 ○難病相談支援事業</p>	<p>㊦生活支援課 ㊧社会福祉協議会 ㊨社会福祉協議会 ㊩こども福祉課 ㊪こども発達センター ㊫教育研究所 ㊬保健予防課</p>	

② 専門的体制の強化

概要と方針	市役所及び基幹相談支援センター、委託相談支援事業所に精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等の専門職の配置を行い、自立支援協議会を通じた相談支援体制の強化及び質の向上に努めます。	イメージ
関連事業		
○専門職の配置		㊦障害者相談支援室
○自立支援協議会相談支援部会の運営支援		㊦障害者相談支援室

取組2 ケアマネジメント体制の充実及び地域移行・地域定着の推進

ケアマネジメントに従事する相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図り、研修などを通じて人材の養成・確保を図るとともに、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の審査及び支給決定を行う行政職員の専門性を向上し、適切なケアマネジメント体制の構築を進めていきます。介護保険事業者との連携も図ります。

精神障害者地域移行支援協議会を中心に、地域移行支援の利用を進めるとともに、地域生活支援拠点の緊急時の相談対応等で地域定着支援を活用を進めます。

① ケアマネジメント体制の充実

概要と方針	相談からサービス利用まで一人ひとりが主体的に生活に関わるために持てる力を引き出す支援(エンパワメントの視点)を大切に、障害特性に合わせ一貫して適切な支援が行えるよう、関係機関が連携するとともに、適切な人材育成を推進することにより、地域のケアマネジメント体制の充実を図ります。	イメージ
関連事業		
○相談支援事業所及び相談支援専門員増加の取組		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○自立支援協議会相談支援連絡会(相談支援専門員の研修)の運営支援		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○計画案審査及び支給決定を行う職員の相談支援専門員資格取得の促進		㊦障害者相談支援室
○児童発達支援センターとして障害児利用計画の作成促進		㊦こども発達センター

② 地域移行・地域定着の推進

<p>概要と方針</p>	<p>障害者支援施設入所者，精神科病院長期入院患者等の地域生活への移行及び地域生活を継続するための地域定着支援を地域生活支援拠点を中心に利用推進を図ります。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○精神障害者地域移行支援協議会の運営支援及び地域移行支援利用推進 ○地域生活支援拠点を中心とした地域定着支援の利用推進</p>	<p>☑障害者相談支援室 ☑障害者相談支援室</p>	

施策3 権利擁護体制の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者の虐待を防止するための取組を進めるとともに、虐待の相談体制の充実を図ります。
- ▶ 障害者が安心して地域で生活できるよう成年後見制度の利用支援を実施します。
- ▶ 障害者差別解消に対する相談体制を充実し、制度周知のための取組を進めます。

(2) 現状と主な課題

■ 虐待防止体制の充実

本市では障害者虐待防止センターを中心に、関係機関との連携のもと、虐待の相談対応や支援を実施していますが、虐待事例は後を絶たない状況であり、養護者、障害福祉サービス事業者、その他広く関係機関、市民も含めた意識啓発が必要です。

取組1

■ 成年後見制度の利用支援

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年後見制度利用促進のための体制の整備が求められています。

アンケート調査の「将来の生活で不安なこと」において、「親亡き後の生活」を心配する声が多くあがっていることから、親の高齢化や地域生活移行に伴い地域で生活する障害者が増えることが予想されるため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発を図る必要があります。

取組2

■ 障害者差別解消の周知及び相談体制の構築

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。アンケート調査の「障害者差別解消法を知っていますか」では、7割程度が「知らない」と回答していることから、制度周知の取組を進める必要があります。

取組3

取組1 虐待防止体制の充実

障害者虐待防止センターを中心に関係機関と連携を密にし、虐待の防止・早期発見を図るとともに、啓発や研修を実施するなど、虐待防止体制を構築します。

① 虐待の相談体制の充実

概要と方針	障害者虐待防止センターを中心に関係機関が連携を図り、虐待相談・通報の受付、問題解決を図ります。また、相談事例のデータベース化による情報共有を図り、個々の事例に対して迅速、かつきめ細やかに対応します。	イメージ
関連事業		
○権利擁護ネットワーク会議の開催		㊦障害者相談支援室
○緊急保護時医療費等助成金		㊦障害者相談支援室
○要保護児童対策地域協議会の開催		㊦こども福祉課
○高齢者権利擁護ネットワーク運営会議の開催		㊦福祉活動推進課

② 虐待防止に関する啓発や研修等の実施

概要と方針	障害福祉サービス事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催するなど、虐待の防止と早期発見のための意識の向上を図ります。	イメージ
関連事業		
○虐待防止に関する研修会の実施		㊦障害者相談支援室
○広報紙やホームページによる啓発、周知		㊦障害者相談支援室

③ 障害福祉サービス事業者に対する監査体制の構築

概要と方針	障害福祉サービス事業者に対する実地指導において、事業所職員及び利用者に対し虐待の状況及び権利擁護意識の聞き取りを実施します。	イメージ
関連事業		
○障害福祉サービス事業者に対する実地指導		㊦障害福祉課

取組2 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要な障害者に対して、手続方法等の情報を提供するなど必要な支援を行うとともに、成年後見人等の報酬に対する助成を行い、より利用しやすい環境を作ります。

体制の充実・強化にあたっては、かしわ福祉権利擁護センターを運営する社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会の独自事業である「日常生活自立支援事業」との役割分担を図りながら自己選択や金銭管理等を支援するとともに、市民後見人の育成と活動の支援等の体制整備を進めます。

① 成年後見制度の体制の充実

概要と方針	自己の判断のみによる意思決定が困難であり、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に、制度についての情報提供や手続に関する支援、申立費用や後見人への報酬助成などを実施します。また、市民後見人として活動する市民を育成します。	イメージ
関連事業		
○かしわ福祉権利擁護センター事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○市民後見人推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ㊦社会福祉協議会 ㊦障害者相談支援室 ㊦障害者相談支援室 ㊦福祉活動推進課 ㊦社会福祉協議会 	

② 日常生活自立支援事業の利用促進

概要と方針	判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを受けられない人のサービス利用、金銭の管理などに関するさまざまな相談や支援を行います。	イメージ
関連事業		
○日常生活自立支援事業	㊦社会福祉協議会	

取組3 障害者差別解消法の周知及び相談体制の構築

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別を解消するための体制を作ります。

③ 障害者差別解消法の体制の構築

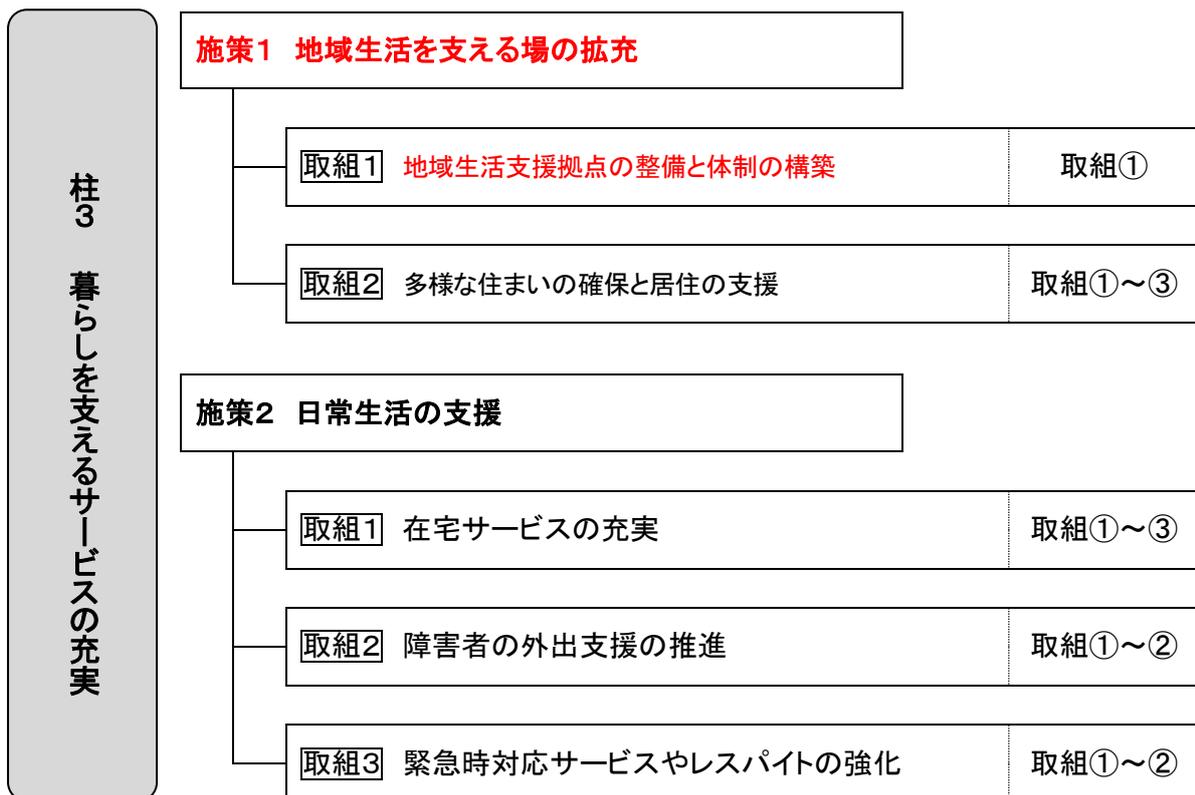
<p>概要と方針</p>	<p>障害者差別解消法について、啓発や研修を実施し、法の周知と差別解消への理解を深めます。差別に関する相談に対応するとともに、障害者差別解消地域支援協議会を開催し、関係機関の連携を強化し、より良い改善策を検討します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消支援地域協議会の開催 ○市職員向け障害者差別解消研修(再掲) ○教職員向け特別支援教育に関する研修(再掲) ○地域出前講座の実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害福祉課 ◎障害者相談支援室 ◎人事課 ◎教育研究所 ◎障害福祉課 ◎障害者相談支援室 	

柱3 暮らしを支えるサービスの充実

(1) 基本方針

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、生活を支える拠点機能の整備を図ります。また、居住の場としてのグループホーム等の充実や、在宅生活を支えるホームヘルパーや訪問入浴サービスによる在宅介護、平成30年度の障害者総合支援法改正により開始される自立生活援助、通所施設による日中活動支援や外出介護や同行援護等による外出支援、家族の病気などにより急に家族の介護が受けられなくなったときに支援できるように、短期入所や日中一時支援などのレスパイト支援等を総合的に展開します。

(2) 施策の体系



施策1 地域生活を支える場の拡充

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者の地域生活を支えるグループホームによる居住の場を提供在宅生活での環境整備を支援します。
- ▶ 障害者の地域生活をを支える拠点機能を整備します。

(2) 現状と主な課題

■ 地域生活支援拠点の整備と体制の構築

近年、地域移行が進む中で、障害者の高齢化や、親が亡くなった後を見据え、地域で暮らすことを選択した障害者を地域で支える仕組みづくりが課題となっています。

その中で、平成29年4月には、本市に千葉県初となる地域生活支援拠点が開設し、24時間体制で障害者や家族からの相談や緊急時の対応に当たる体制を整備しています。

拠点については市内全域で整備し、既存事業所との役割分担やさらなる体制整備を進めていく必要があります。

取組2

■ 多様な住まいの確保と居住支援

施設から地域生活への移行が進む中、自立に向けた「日中活動の場」と「居住」の支援が不可欠であり、特に親亡き後の自立のため、居住環境の確保は重要な取組となります。

アンケート調査やヒアリング調査においては、今後利用したいサービスとしてグループホームをあげる回答が多くなっており、運営する事業者・団体への支援や、多様な実施主体を確保するなど、グループホーム等の整備は引き続き重要な課題となります。

また、アンケート調査では、将来の暮らし方の希望として「自宅で家族と暮らしたい」がどの障害でも最も多くなっており、自宅を暮らしやすい環境へ改善することも必要です。

取組1

取組1 地域生活支援拠点の整備と体制の構築

24 時間体制で障害者の地域生活を支援するための居住支援と地域支援（相談・体験の機会・場，緊急時の受け入れ・対応等）の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を整備するとともに，今後の適切な運営体制を構築するための協議会を開催します。

① 地域生活支援拠点の整備

概要と方針	居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を複数整備し，それらを一体的に運用することで障害者が地域で安心して暮らせるための支援を実施します。	イメージ
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点整備事業（㊦障害福祉課，㊦障害者相談支援室） ○地域生活支援拠点運営協議会の開催（㊦障害福祉課，㊦障害者相談支援室） 	
関連事業		
○障害者相談支援・コーディネート事業（再掲）	㊦障害者相談支援室	

取組2 多様な住まいの確保と居住の支援

障害者の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた住まいの場として、グループホーム等の運営や拡充のための支援を行います。

また、居住環境の改善に際しては、日常生活用具制度による居宅生活動作補助用具(住宅改修)や福祉用具購入の助成を行います。

① グループホームなどへの支援

<p>概要と方針</p>	<p>障害者の自立生活の支援・促進のため、生活拠点であるグループホーム等の設置を支援します。また、障害者のグループホームへの入居支援を継続的にを行います。知的障害者生活ホームはグループホームとその役割が重複していることから、既存知的障害者生活ホームのより安定的な運営が可能なグループホームへの移行を支援するとともに、新設及び新規利用は全てグループホームとし、現在の利用者が利用を終える又はグループホームへ移行した時点で事業を終了します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>主な取組</p>	<p>○共同生活援助(グループホーム)の整備(☑障害福祉課) ○障害福祉サービス施設等改造等補助(☑障害福祉課)</p>	
<p>関連事業</p>		
<p>○知的障害者生活ホームのグループホームへの移行支援 ○グループホーム家賃補助事業 ○グループホーム運営費補助</p>	<p>☑障害福祉課 ☑障害者相談支援室 ☑障害者相談支援室 ☑障害者相談支援室</p>	

② 自宅など居住環境の改善への支援

<p>概要と方針</p>	<p>身体障害者が安心して在宅生活を送ることができるよう、住宅の居室・浴室・トイレ・玄関・階段などの改修にかかる費用を居宅生活動作補助用具で助成し、介護用ベッド等の福祉用具購入を助成します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○居宅生活動作補助用具(住宅改修)費の助成 ○福祉用具購入の助成</p>	<p>☑障害者相談支援室 ☑障害者相談支援室</p>	

施策2 日常生活の支援

(1) 施策の目的

- ▶ ホームヘルパーや訪問入浴サービスによる在宅サービスを充実するとともに、平成30年度からの新サービスである自立生活援助(在宅生活での家事や必要経費の支払い、体調管理、地域住民との関係等に助言、連絡調整を行う)で在宅生活を送る障害者を支援します。
- ▶ 通所施設による多様な日中活動を提供します。
- ▶ 障害者が外出しやすいよう、外出介護(移動支援)、同行援護等を充実させます。
- ▶ 短期入所や日中一時支援による在宅で暮らす障害者の緊急時等の対応を充実します。

(2) 現状と主な課題

■ 在宅サービスの充実

アンケート調査では、将来の暮らし方の希望として「自宅で家族と暮らしたい」が最も多く、高齢者の利用したいサービスでも「居宅介護」があげられています。

そのため、障害者ができる限り自宅又は住み慣れた地域で、これからも生活を送り続けることができるよう、ホームヘルプなど在宅での生活を支援するサービスを充実させていくことが課題となっています。また、新サービスである自立生活援助を円滑に提供できる体制作りも必要です。通所サービスでは、知的障害者や精神障害者が65歳になっても介護保険利用対象とならない(非該当など)場合の日中活動の場の提供が課題となっています。

取組1

■ 障害者の外出支援の充実

アンケート調査では、いずれの障害でも日常生活での介護を必要としており、外出時の支援も高い割合で必要とされています。学校や施設への通学・通所への負担から外出介護の活用を求める意見が見られます。障害がない人と同じように外出し、社会参加を促進するためには、外出に係るさまざまな支援を充実させる必要があります。

取組2

■ 緊急対応サービスやレスパイトの強化

障害者が在宅生活を送るにあたっては、家族の介護だけでは負担が大きく、アンケー

ト調査の自由記述やヒアリング調査において、緊急時に預けられるショートステイの充実を求める声があがっており、日中一時支援も「利用したいサービス」の上位にあがっています。家族介護者のレスパイトや負担軽減の観点から、一時的に預けられるサービスを充実させることが課題となります。

取組③

取組1 在宅サービスの充実

障害者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、主に居宅において提供されるサービスの充実を図るとともに、日常活動の場の確保と、そこで提供される各種サービスの充実を図ります。

① ホームヘルプサービスや訪問入浴サービスの充実・自立生活援助の円滑な提供

概要と方針	<p>ホームヘルパー(居宅介護, 重度訪問介護)や訪問入浴サービス, 自立生活援助が的確に提供されて障害者が安心して自立生活を送れるよう, 事業者の参入の促進に努めるとともに事業者に対する適切な指導を行いサービスの質の確保・向上を図ります。</p> <p>重度訪問介護は入院先での医療従事者への伝達等の支援が新たに追加されることから, サービスが円滑に提供されるように事業者との連携を図ります。</p>	イメージ
関連事業		
○ホームヘルパー(居宅介護・重度訪問介護)及び訪問入浴サービス		<ul style="list-style-type: none"> ㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○自立生活援助		<ul style="list-style-type: none"> ㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室

② 多様な日中活動サービスの提供

概要と方針	<p>障害の特性に応じた日中活動系サービスが適切に利用できるように体制整備を図ります。地域活動支援センターは障害福祉サービスの通所にはない機能や役割をもつ施設として位置づけ, 成人障害者のデイサービスの機能, 通所が安定しない利用者やひきこもり者に対する支援も提供します。知的障害者や精神障害者で介護保険利用対象とならない場合の日中活動の場を提供します。</p>	イメージ
関連事業		
○日中活動系サービス(生活介護・療養介護・自立訓練)		<ul style="list-style-type: none"> ㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○地域活動支援センターによる障害福祉サービスにはない支援の提供		<ul style="list-style-type: none"> ㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室

取組2 障害者の外出支援の推進

障害者の社会参加をより円滑にするために、障害者の外出に必要な支援を充実させるとともに、その生活に必要な移動の手段として、福祉タクシー利用券の交付、自家用自動車燃料費の助成、施設通所交通費助成、送迎サービス等の支援を行います。

① 「外出介護（移動支援）」等事業の推進

概要と方針	屋外での移動が困難な障害者に対してガイドヘルパー(外出介護, 同行援護, 行動援護)により社会生活上必要な外出や, 余暇活動等の社会参加としての外出を支援します。 外出介護における学校通学・施設通所時の支援を実施します。	イメージ
関連事業		
○ガイドヘルパー(外出介護(移動支援事業)・同行援護・行動援護)		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○外出介護における重度障害児者に対する通学・通所支援		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○送迎サービス『こらくだくん』の実施		㊦社会福祉協議会
○福祉有償運送運転講習会の開催		㊦社会福祉協議会

② 外出に関連する負担軽減策

概要と方針	障害者の社会参加を促進するために、公共交通機関利用時等の負担の軽減を図ります。	イメージ
関連事業		
○福祉タクシー料金助成事業		㊦障害福祉課
○自家用自動車燃料費助成事業		㊦障害福祉課
○施設通所交通費助成事業		㊦障害者相談支援室
○自動車運転免許取得・改造費助成事業		㊦障害福祉課

取組3 緊急時対応サービスやレスパイトの強化

介護者の負担軽減のため、短期入所や日中一時支援、地域生活支援拠点の設置など、緊急時対応サービスやレスパイトサービスを提供します。特に日中一時支援は、提供事業者の増加しより利用しやすくなるように、環境整備に取り組みます。

① 緊急時対応サービスやレスパイトの強化

概要と方針	家族介護者の病気・出産・事故等によって、一時的に障害者の介護ができなくなった場合や親元から自立のための体験、介護者の休息(レスパイト)のために、短期入所、日中一時支援を提供します。日中一時支援はより利用しやすくなるように取り組みます。	イメージ
関連事業		
○短期入所(宿泊を伴う)、日中一時支援(宿泊を伴わない)による緊急時対応、体験、レスパイト等の支援		<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉課 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者相談支援室

② 拠点機能の整備

概要と方針	居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を整備し、障害者が地域で安心して暮らせるための支援を実施します。	イメージ
関連事業		
○地域生活支援拠点整備事業(再掲)		<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉課 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者相談支援室
○地域生活支援拠点運営協議会の開催(再掲)		<input checked="" type="checkbox"/> 障害福祉課 <input checked="" type="checkbox"/> 障害者相談支援室

柱4

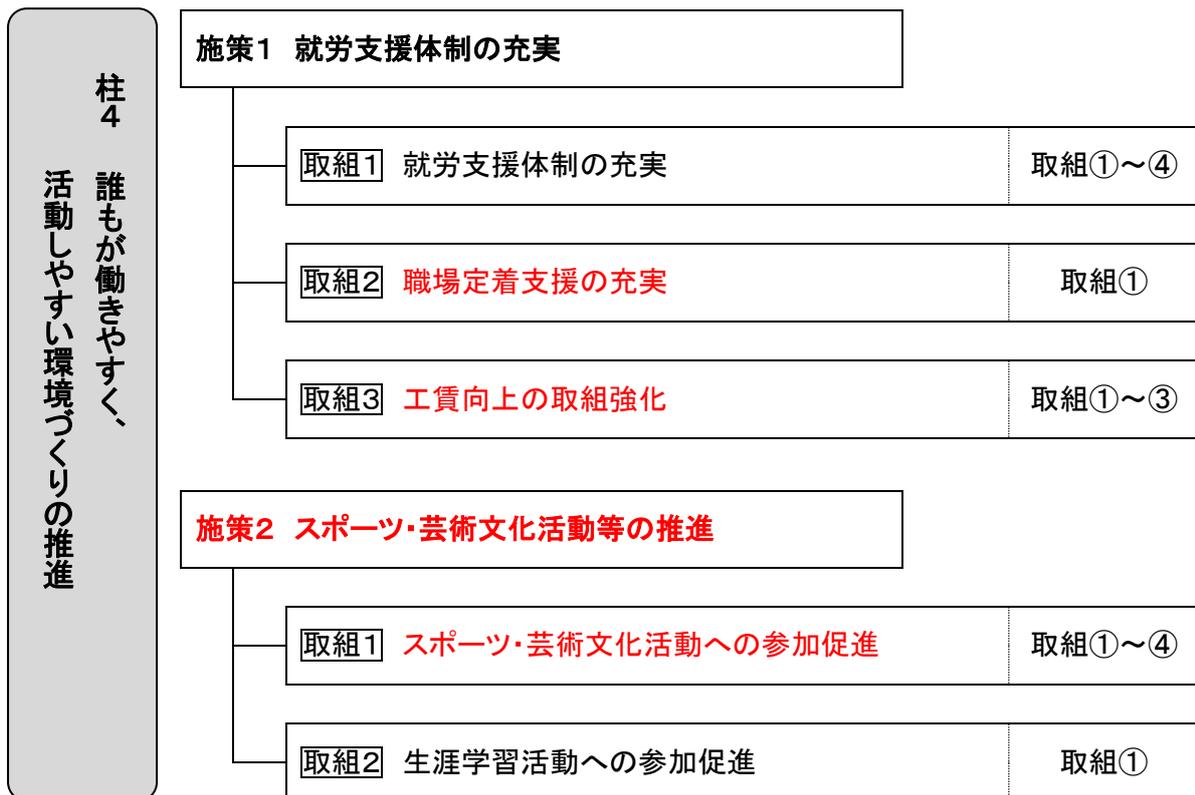
誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

(1) 基本方針

障害者が自立し、地域で元気にその人らしく生き生きと生活していくためには、その人に合った就労支援の仕組みが必要です。そのため、市とハローワークや就労支援機関が連携して就労の支援を進めるとともに、職場定着に向けた就職後の支援体制の構築を図り、障害者の社会参加と自立を促進します。

また、障害者優先調達推進法の推進や就労系事業所等における販売力向上等の支援を図るとともに、就労系事業所の工賃向上や、障害福祉サービス事業所の質の向上を目指します。

(2) 施策の体系



施策1 就労支援体制の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 就労支援機関や医療機関、雇用関係機関との連携強化により就労支援体制の充実を図ります。また、行政や企業による障害者雇用を進め法定雇用率の達成を目指します。
- ▶ 就職後の長く働き続けるための支援体制を強化し、職場定着を推進します。
- ▶ 福祉的就労の場の充実とともに、工賃向上を図ります。

(2) 現状と主な課題

■ 就労支援体制の充実

就労ニーズは依然高い状況にある中で、個々の体調や能力を合わせた働き方の重要性を踏まえ、事業者等と連携し、安心して働くことのできる環境づくりを推進し、行政や企業による法定雇用率の達成を目指します。また、就労を目指す障害者が、身近なところで相談や訓練が可能な支援体制を整えることも重要です。そのために、就労支援機関が連携を図り、個々のニーズに応じた支援を進めていく必要があります。

取組1

■ 職場定着支援の充実

就職はしたものの、仕事や人間関係などで悩んだりすることがあります。そのような時に気軽に相談できる場所があることが重要です。

そのため、就職した後も障害者が安心して働き続けられるように、就労支援機関の連携や定着に向けた相談支援体制の構築が求められています。

取組2

■ 工賃向上の取組強化

障害者が生きがいを持って働いたり社会参加ができるように、福祉的就労の場の充実や工賃向上が求められています。そのため、障害者優先調達推進法を推進し、官公庁からの物品や役務等の発注の拡大を図るとともに、就労系事業所による新商品の開発や販売力向上等について、支援をしていく必要があります。

取組3

取組1 就労支援体制の充実

市と就労支援機関の連携強化により、就労相談や社会参加・自立に向けた生活面の相談支援等、ニーズに沿った支援体制の充実を図ります。また、市と自立支援協議会はたらく部会が協力し、就労支援事業所の人材育成に向けた研修を実施します。

さらに、企業による障害者の法定雇用率の達成を目指し、企業からの相談窓口の充実や行政によるチャレンジド雇用を進め、障害者の雇用を支援します。

① 相談窓口の充実

概要と方針	一人ひとりのニーズに沿った相談・支援体制の充実を図るため、就労支援機関との連携を図っていきます。	イメージ
関連事業		
○障害者就業・生活支援センターによる就労相談事業		☉障害福祉課 ☉障害者相談支援室
○ハローワークなどとの連携による相談窓口の情報提供		☉障害福祉課

② 行政や企業による障害者雇用の推進・促進

概要と方針	行政における障害者の法定雇用率遵守はもとより、企業による障害者雇用率の達成に向け、就労支援機関と連携して、障害者雇用の働きかけや障害の理解・普及啓発に取り組みます。	イメージ
関連事業		
○就労移行支援		☉障害福祉課
○行政による障害者雇用		☉障害者相談支援室
○企業による障害者雇用		☉人事課 ☉障害福祉課
○チャレンジドオフィスかしわ		☉ハローワーク ☉障害福祉課

③ 就労支援の推進

<p>概要と方針</p>	<p>就労支援事業所から企業就労へのステップアップを図るために、支援者向けの研修会を実施するなどにより、利用者や就職者の増加を図ります。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○自立支援協議会はたらく部会の運営支援(人材育成研修の実施)</p>		<p>◎障害福祉課 ◎障害者相談支援室</p>

取組2 職場定着支援の充実

平成30年4月に障害者総合支援法が改正され、「就労定着支援」が創設されました。企業等に就職した障害者が安心して働けるように、障害者就業・生活支援センター等と連携し、仕事に関する相談や日常生活上の支援を受けられる体制を強化します。

なお、安心して働ける環境を作るために、市内の就労支援機関の協力を得て、障害者が気軽に相談できる場の確保・充実や障害者雇用を進める企業に対する障害者の理解・普及啓発を推進するなど、障害者と企業の双方向の支援を実施します。

① 就職後の支援の充実

概要と方針	就職後も安定して仕事を継続することが可能となるよう支援体制を充実します。	イメージ
関連事業		
○障害者就業・生活支援センターによる定着支援の実施		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○ジョブコーチ派遣事業の実施		㊦障害福祉課 ㊦障害福祉課
○就労定着支援		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室

※定着支援…障害者・企業を含め就労に関する相談や支援を幅広く実施

ジョブコーチ…職場へ訪問し就労に関する支援を実施

取組3 工賃向上の取組強化

障害者が生きがいを持って働いたり社会参加できるように、行政による障害者就労施設等への物品等の受注拡大や生産品の質の向上等の支援により、福祉的就労の場の工賃向上を図ります。

① 就労継続支援事業所等への支援

概要と方針	福祉的就労の場における障害者の工賃アップが図られるよう就労継続支援B型事業所等と連携を図り、受注業務の拡大や生産品の質の向上、新製品の開発に向けた支援をしていきます。	イメージ
関連事業		
○就労継続支援(B型)事業所の支援		◎障害福祉課 ◎障害者相談支援室

② 障害者就労施設等への受注業務の拡大と調整

概要と方針	障害者優先調達推進法の推進のため、障害者就労施設等への発注の拡大や役務の提供を図ります。 また、千葉県障害者就労事業振興センターを活用し、就労系事業所等の支援をしていきます。	イメージ
関連事業		
○障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針策定		◎障害福祉課
○千葉県障害者就労事業振興センターへの支援		◎障害福祉課

③ 就労系事業所の質の向上

概要と方針	福祉的就労に携わる障害者が安心して働き続けられるように、監査等による就労系事業所への指導を行います。 基準を満たさない事業所に対しては、基準を満たすことが出来るよう必要な行政指導等を行います。	イメージ
関連事業		
○指定障害福祉サービス事業所への指導監査		◎障害福祉課
○指定就労継続支援A型事業所における適正な運営に向けた基準の見直し		◎障害福祉課

施策2 スポーツ・芸術文化活動の推進

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者が自主的に生涯学習活動やスポーツ・芸術文化活動に参加できるように支援します。
- ▶ 障害の有無にかかわらず、安心して参加・学習できる環境づくりに努めます。

(2) 現状と主な課題

■ スポーツ・芸術文化活動への参加促進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、競技者スポーツの理解や普及とともに、大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術文化活動の普及が求められています。

障害者が地域で元気にその人らしく生き生きと、スポーツ・芸術文化活動が取り組めるような環境づくりや芸術活動がやりがいにつながるように障害者が製作した作品を紹介する機会を設けていく必要があります。

取組1

■ 生涯学習活動への参加促進

障害者の生涯学習の推進については、「障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について」として国からその充実を求められており、市でも、さまざまな生涯学習講座を開講していますが、障害者の参加は決して多くありません。これは、障害者が気兼ねなく参加できる講座が少ない、あるいは、講座情報が伝わっていないなどの課題があげられます。

本市としても、障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図るため、生涯学習活動へ参加できる環境づくりに取り組む必要があります。

取組2

取組 1 スポーツ・芸術文化活動への参加促進

平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

障害者が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、障害者による自主的な活動を支援します。

また、小学校の特別支援学級にサポート指導員を派遣し、運動に親しむ気持ちを育てていきます。

① 気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる事業の実施

概要と方針	誰もが気軽に楽しめるニュースポーツを通して障害のない人と障害者たちとのスポーツ交流などを目的としたイベントを柏市スポーツ推進委員協議会とともに実施します。	イメージ
関連事業		
○みんなで楽しむニュースポーツまつり		◎スポーツ課
○「千葉県障害者スポーツ大会」への参加支援		◎障害福祉課

② 小学校体育の授業サポート

概要と方針	小学校の特別支援学級にサポート指導員を派遣し、体育授業の質を高めるため運動指導のスキル向上を図ることで、運動を苦手とする児童について、運動に親しむ気持ちを育てていきます。	イメージ
関連事業		
○小学校体育の授業サポート事業		◎指導課

③ スポーツを活用した障害理解及び交流

概要と方針	障害者スポーツを活用し、障害理解を推進します。障害理解推進イベントの中に障害者スポーツの体験を取り入れます。 また、東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害者スポーツ選手・関係者による講演やスポーツ交流を実施します。	イメージ
関連事業		
○障害理解推進イベント事業		◎障害福祉課
○障害者スポーツ体験交流事業(再掲)		◎教育研究所

④ アートでつなぐ障害理解

<p>概要と 方針</p>	<p>様々なイベント等を通して、障害者が描くアート作品について、広く紹介します。また、作品販売等を行い、障害理解を進めます。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○障害理解推進イベント事業</p>		<p>◎障害福祉課</p>

取組2 生涯学習活動への参加促進

「市民講座」へ障害者が参加しやすくなるよう手話通訳者等の派遣を推進します。

また、教育福祉会館については耐震改修工事にあわせたバリアフリー化、図書館については来館が困難な方へのサービス等、障害者に配慮したサービスを推進します。

① 各種講座等への参加や文化施設利用の促進

<p>概要と方針</p>	<p>社会福祉協議会と連携し、手話通訳者の派遣や障害者用駐車スペースの確保、教育福祉会館のバリアフリー化などにより、市民講座へ障害者が参加しやすくなるよう合理的配慮を実施します。また、図書館への来館が困難な障害者が、図書等を借りられるサービスを実施します。</p>	<p>イメージ</p>
<p>関連事業</p>		
<p>○障害のある人が各種講座等に安心して参加できる環境づくり</p> <p>○来館が困難な方へのサービス</p>	<p>☑障害福祉課</p> <p>☑公民館</p> <p>☑図書館</p>	